

## 【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年1月20日
【届出者の氏名又は名称】	株式会社フジ・メディア・サービス
【届出者の住所又は所在地】	東京都港区台場二丁目4番8号
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	03-5500-8181（代表）
【事務連絡者氏名】	株式会社フジ・メディア・サービス 取締役 増田 繁
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	同上
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	株式会社フジ・メディア・サービス （東京都港区台場二丁目4番8号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

（注1）本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、株式会社フジ・メディア・サービスをいいます。

（注2）本書中の「対象者」とは、株式会社サンケイビルをいいます。

（注3）本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

（注4）本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。

（注5）本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。

（注6）本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。

（注7）本書において、日数又は日時の記載は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を意味します。

（注8）本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律91号。その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。

- (注9) 本書中の「株券等」とは、株券等についての権利を指します。
- (注10) 本書の提出にかかる公開買付け(以下、「本公開買付け」といいます。)に関する全ての手続きは、特段の記載がない限り、全て日本語で行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語により作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。
- (注11) 本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。米国1934年証券取引所法( Securities Exchange Act of 1934 ) 第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書に含まれる全ての財務情報は日本の会計基準に基づいており、米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会社の財務情報と同等のものではありません。公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の一部又は全ては米国外居住者であるため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は請求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連会社に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。
- (注12) 本書中の記載には、米国1933年証券法( Securities Act of 1933 ) 第27A条及び米国1934年証券取引所法( Securities Exchange Act of 1934 ) 第21E条で定義された「将来に関する記述」( forward-looking statements ) が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又は関連会社は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることを何ら約束するものではありません。本書中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連会社は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。

## 第1 【公開買付要項】

### 1 【対象者名】

株式会社サンケイビル

### 2 【買付け等をする株券等の種類】

- (1) 普通株式
- (2) 平成16年6月29日開催の対象者定時株主総会及び平成16年11月12日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）

### 3 【買付け等の目的】

#### (1) 本公開買付けの概要

公開買付者である株式会社フジ・メディア・サービスは、株式会社フジ・メディア・ホールディングス（以下、「フジ・メディア・ホールディングス」といいます。）の完全子会社です。本書提出日現在、フジ・メディア・ホールディングスは、対象者普通株式20,394,000株（対象者が平成23年11月11日に提出した第85期第2四半期報告書に記載された平成23年9月30日現在の発行済株式総数（68,323,613株）に占める割合（以下、「株式所有割合」といいます。）にして29.85%（小数点以下第三位を四捨五入しています。以下、比率の計算において同様に計算しております。））を所有しております。

この度、公開買付者は、平成24年1月19日開催の取締役会において、株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）市場第一部及び株式会社大阪証券取引所（以下、「大阪証券取引所」といいます。）市場第一部に上場している対象者の発行済普通株式（但し、フジ・メディア・ホールディングスが所有する対象者の普通株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得することを目的として本公開買付けを実施のうえ、本公開買付けにおいて、下記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の一連の手続き（以下、「本非公開化手続き」といいます。）を実施するにあたっての基準となる株式数（以下、「基準株式数」といい、下記（注）において定義します。）以上の応募があることを条件に、対象者を公開買付者及びフジ・メディア・ホールディングスのみを株主とする完全子会社（以下、「フジ・メディア・ホールディングスグループの完全子会社」といいます。）にする取引（以下、「本取引」といいます。）を実施することを決議いたしました。

なお、公開買付者は、本公開買付けにおいて、買付予定数の下限を設けておらず、買付予定数の上限も設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行います。

また、公開買付者は、フジ・メディア・ホールディングス以外の対象者の株主及び新株予約権者（以下、「一般株主等」といいます。）の皆様を尊重することを目的として、上記基準株式数を設定しております。具体的には、公開買付者は、本公開買付けにおいて対象者の発行済普通株式数（但し、フジ・メディア・ホールディングスが所有する対象者の普通株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）の全てを取得できなかった場合であって、かつ基準株式数以上の応募がなされた場合には、本非公開化手続きにより、対象者をフジ・メディア・ホールディングスグループの完全子会社とすることを予定しております。このように、公開買付者は、対象者の一般株主等の皆様を尊重した基準株式数の設定を行うことで、本公開買付けにおいて基準株式数以上の応募がなされない場合には、本公開買付けは実施するものの、本非公開化手続きは実施しないこととしており、その場合対象者は東京証券取引所及び大阪証券取引所に上場を維持することとなる予定です。

対象者によって公表された平成24年1月19日付「株式会社フジ・メディア・サービスによる当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」によれば、対象者は、フジ・メディア・ホールディングスグループの完全子会社となることによりグループ全体の事業戦略の中で一体となった経営を推進することが中長期的に対象者の企業価値の向上を実現していくために有効であると判断したとともに、本公開買付けにおける対象者普通株式1株当たりの買付価格（以下、「本公開買付価格」といいます。）は、対象者株主の皆様に応募されるに妥当であり、また、本公開買付価格を基礎として決定された本新株予約権1個当たりの買付価格や本公開買付けのその他の諸条件も対象者の株主及び新株予約権者の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主及び新株予約権者の皆様に対して合理的な価格により対象者普通株式及び本新株予約権の売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。これを踏まえ、平成24年1月19日開催の対象者取締役会において、日枝久氏及び清原武彦氏を除く全ての取締役8名（うち社外取締役2名）の全員一致により、本公開買付けについて賛同の意を表明するとともに、対象者の株主及び新株予約権者の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行ったとのことです。

また、対象者の取締役会においては、嘉納修治氏及び根岸昭正氏を除く全ての監査役2名（うち社外監査役1名）が、対象者の取締役会が上記の決議をすることに異議がない旨の意見を述べているとのことです。

なお、対象者取締役の日枝久氏は公開買付者の発行済株式の全てを所有するフジ・メディア・ホールディングスの代表取締役会長を兼任しているため、対象者取締役の清原武彦氏は同フジ・メディア・ホールディングスの取締役及びフジ・メディア・ホールディングスが40.0%（フジ・メディア・ホールディングスが平成23年6月29日に提出した第70期有価証券報告書に記載されたフジ・メディア・ホールディングスの議決権所有割合。）を所有する株式会社産業経済新聞社（以下、「産経新聞社」といいます。）の取締役会長を兼任しているため、利益相反回避の観点から、それぞれ上記対象者取締役会における本公開買付けに係る議案の審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議及び交渉には一切参加していないとのことです。また、対象者の社外監査役の嘉納修治氏は同フジ・メディア・ホールディングスの専務取締役を兼任しているため、対象者の社外監査役の根岸昭正氏は産経新聞社の常勤監査役を兼任しているため、利益相反回避の観点から、それぞれ上記対象者取締役会における本公開買付けに係る議案の審議には一切参加していないとのことです。

(注)「基準株式数」とは、本公開買付けにおける買付予定数である44,364,301株(下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(3) 買付予定の株券等の数」の(注4)において定義します。)の3分の2に相当する株式数(1株未満は切り上げ。)である29,576,201株をいいます。なお、当該基準株式数に、フジ・メディア・ホールディングスの所有する対象者の普通株式数(20,394,000株)を加えた合計株式数(49,970,201株)に係る議決権の数(499,702個)の、総株主等の議決権の数に占める割合は、77.16%となります。(計算においては、下記「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」の(注4)に記載の、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算において分母とした議決権数である647,583個を分母としております。)

(2)本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

公開買付者が本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針は、以下のとおりです。なお、以下の記述中の対象者に関する記述は、対象者から受けた説明に基づくものです。

本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程

公開買付者の親会社であるフジ・メディア・ホールディングスは、放送法に基づき総務大臣の認定を受けた認定放送持株会社であり、放送事業を営む株式会社フジテレビジョン(以下、「フジテレビ」といいます。)及び株式会社ニッポン放送、制作事業を営む株式会社共同テレビジョン、映像音楽事業を営む株式会社ポニーキャニオン、通信販売事業を営む株式会社ディノス及び株式会社セシール、並びに広告事業を営む株式会社クオラス等を主たる子会社としております。さらに、フジ・メディア・ホールディングスは、認定放送持株会社の特性を活かし、国内外から高く評価される我が国を代表する「メディア・コングロマリット」を目指すという長期的なグループ経営ビジョンを達成するため、グループ全体の企業価値向上に向けて努力しております。

具体的には、フジ・メディア・ホールディングスグループとして企業価値を向上させていくため、グループ内の経営資源の最適再配分と事業再構築、グループ全体での効率的な設備投資や費用節減を徹底し、厳しい経済環境下でも十分かつ安定的な利益を確保すべく、企業体質の強化を図っております。その一環として、フジ・メディア・ホールディングスグループは、グループ内で分散していた経営資源の集約を図り、経営体制を整備することで、意思決定の機動性を一層高めるべく、平成23年4月にフジ・メディア・ホールディングスが株式会社ピーエスフジの完全子会社化を実施するなど、様々な施策の検討を進めてまいりました。

一方、対象者は昭和26年にビルディングの賃貸事業を開始して以来、東京・大阪に有力な物件を開発・所有し業容を拡大してきました。株式市場においても昭和36年10月に大阪証券取引所へ上場したことを皮切りに、業容の拡大と共に、市場を移し、昭和62年9月には、東京証券取引所及び大阪証券取引所の市場第一部に指定されております。

また、何れも旗艦ビルとなっている東京サンケイビルを平成12年9月に、ブリーゼタワーを平成20年7月に竣工しており、コア事業であるビル賃貸事業の大幅強化を図る一方で、近年ではルフォンブランドで展開する住宅事業への進出、ビル事業での商業施設展開等、事業領域を拡げてきました。

現在は「時代の先をとらえた価値提案で、都市生活者の「夢」を創造する。」を開発型経営の基本方針に据え、サンケイビルグループとして、子会社12社及び関連会社1社で構成され、ビル事業、資産開発事業、住宅事業、飲食事業、建築内装事業、ビルメンテナンス事業等を主に営んでおります。さらに本年から市場成長が見込まれるシニア事業へと進出し、既存事業の経営資源を活用し、エンドユーザー向けビジネスの拡大を進めております。

公開買付者は、フジ・メディア・ホールディングスグループ全体の企業価値を向上させていくため、グループ内の経営資源の最適再配分と事業再構築やグループ全体での効率性向上に関する様々な検討を行いました。その結果、対象者が既存事業を継続しつつ、さらにフジ・メディア・ホールディングスグループと対象者とが、ブランド価値の向上を図りながら一体となって事業展開を行うことで、対象者が有する土地、建物及びそれらの運営ノウハウ等及び顧客ネットワークと、フジ・メディア・ホールディングスグループが有する資産・顧客ネットワーク等を融合させ、対象者の潜在的な収益力を顕在化させることが可能であると考えに至りました。

これを受け、公開買付者は、フジ・メディア・ホールディングスと協議の上、対象者に対し、平成23年9月頃、対象者をフジ・メディア・ホールディングスグループの完全子会社とすることを提案し、その後複数回に渡り協議を重ねました。

その結果、厳しい経営環境の変化に対応しつつ、対象者を含むフジ・メディア・ホールディングスグループ全体の企業価値向上、継続的な発展を成し遂げるためには、対象者がフジ・メディア・ホールディングスグループの一員として、一体感を持った経営戦略の実践をより迅速かつ柔軟に進める必要があり、そのためには、公開買付者が対象者の発行済普通株式（但し、フジ・メディア・ホールディングスが所有する対象者の普通株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得することにより、対象者がフジ・メディア・ホールディングスグループの完全子会社となることが最良の方法であるとの結論に達しました。

すなわち、公開買付者としては、対象者をフジ・メディア・ホールディングスグループの完全子会社とすることで、現在はフジ・メディア・ホールディングスの持分法適用会社である対象者を、名実ともにフジ・メディア・ホールディングスグループ企業と明確に位置付け、安定した対象者の収益をグループの連結業績へ寄与させるとともに、事業戦略上の迅速且つ一体性をもった意思決定システムの構築、グループ内での効果的な経営資源の投入、グループ内シナジー効果の追求、上場維持コストの低減等を実現し、フジ・メディア・ホールディングスグループ全体の安定的な成長と企業価値の増大に繋げていきたいと考えております。

対象者にとっても、これまで独自に培ってきた不動産事業のノウハウを、フジ・メディア・ホールディングスグループ各社が保有する各種不動産の管理業務へ積極的に活用し、グループ全体の不動産管理コストの削減や、保有する土地の高度利用等を図ることで、フジ・メディア・ホールディングスグループにおける唯一の不動産事業者としての役割を果たし、引いては自らの事業基盤の拡大へ繋がると考えております。例えば、フジ・メディア・ホールディングスグループの本拠地である東京都港区台場周辺は、東京を代表する観光地となっておりますが、当該地域の振興と活性化を続けるためには、更なる設備・機能の拡大拡充が不可欠であると考えております。具体的には、グループの中核企業であるフジテレビがイベントプロデューサーを務め平成24年4月にグランドオープンを迎える東京臨海副都心地区の複合施設「ダイバーシティ東京」の開発に対象者は既に参加しております。さらに、フジテレビは、政府が新成長戦略の柱と位置づける総合特別区域制度の「国際戦略総合特区」として「東京DAIBA・MICE/IR国際観光戦略総合特別区域」の指定申請提案を行ない、このたび同提案を含む東京都のアジアヘッドクォーター特区がその指定を受けております。このようにフジ・メディア・ホールディングスグループとして一体となった開発に対象者が主体的に関与することで、大きな相乗効果もたらされると考えております。

加えて、平成24年1月には、競合各社がしのぎを削る厳しい競争を勝ち抜いていくためには、フジ・メディア・ホールディングスグループという大きな傘の下でその信用力や資金調達力を活用することが対象者の企業価値向上のための最善の選択肢であると考えてに至りました。

上記を踏まえ、公開買付者は、平成24年1月19日、本取引の一環として対象者の普通株式及び本新株予約権を対象とした公開買付けを実施し、基準株式数以上の応募がなされることを条件に本非公開化手続きを実行のうえ、対象者をフジ・メディア・ホールディングスグループの完全子会社とすることを決定いたしました。

#### 本公開買付け後の経営方針

上記 記載のとおり、フジ・メディア・ホールディングスグループとしての更なる企業価値向上を達成するために、公開買付者は、本公開買付けにより対象者の発行済普通株式（但し、フジ・メディア・ホールディングスが所有する対象者の普通株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）の全てを取得できない場合であって、かつ基準株式数以上の応募がなされた場合には、本非公開化手続きの実行を対象者に要請し、かかる本非公開化手続きを経て、対象者をフジ・メディア・ホールディングスグループの完全子会社とすることを予定しております。

現在、対象者の社外取締役2名及び社外監査役1名は、公開買付者の発行済株式の全てを所有するフジ・メディア・ホールディングスの取締役を兼任しております。本公開買付け後、本非公開化手続きを経て、グループ一体となった体制のもとで対象者の事業運営を図ることを予定しておりますが、具体的な経営体制については未定です。

なお、対象者が公表した平成24年1月19日付「平成24年3月期配当予想の修正に関するお知らせ」によれば、対象者は、同日開催の取締役会において、本公開買付けが成立し、かつ基準株式数以上の応募がなされることを条件に、平成24年3月期の剰余金の配当（期末配当）を行わないことを決議したとのことです。

(3) 買付価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者及び対象者は、公開買付者の発行済株式の全てを所有するフジ・メディア・ホールディングスが対象者普通株式を20,394,000株（株式所有割合にして29.85%）所有しており、対象者を持分法適用関連会社に行っていることに鑑み、本公開買付けの公正性を担保する観点から、以下のような措置を実施いたしました。なお、以下の記載のうち対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づくものです。

公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

(a) 普通株式

公開買付者は、本公開買付価格の妥当性を判断するため、公開買付者及びフジ・メディア・ホールディングス並びに対象者の関連当事者には該当しない、独立した第三者算定機関である大和証券キャピタル・マーケット株式会社（以下、「大和証券キャピタル・マーケット」といいます。）に対し、対象者の株式価値の算定を依頼し、平成24年1月19日付で大和証券キャピタル・マーケットから株式価値算定書を取得しました（なお、公開買付者及びフジ・メディア・ホールディングスは大和証券キャピタル・マーケットから本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。）。大和証券キャピタル・マーケットによる対象者の株式価値の算定結果は、以下のとおりです。

大和証券キャピタル・マーケットは、公開買付者からのかかる依頼に基づき、市場株価法、類似会社比較法及びディスカунティッド・キャッシュ・フロー法（以下、「DCF法」といいます。）の各手法を用いて対象者の普通株式の株式価値の算定を行っており、公開買付者は平成24年1月19日に大和証券キャピタル・マーケットより株式価値の算定結果の報告を受けております。

大和証券キャピタル・マーケットが採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者の普通株式1株当たりの株式価値の範囲は、市場株価法では平成24年1月18日を基準日として、東京証券取引所における対象者の普通株式の過去1ヶ月間の終値平均株価298円（小数点以下を四捨五入。以下、株価の計算において同様に計算しております。）、過去3ヶ月間の終値平均株価310円及び過去6ヶ月間の終値平均株価351円を基に298円～351円、類似会社比較法では類似する事業を営む上場会社の市場価格を基礎に当該類似会社の各種財務情報と対象者の各種財務情報を比較して評価した株式価値を基に358円～513円、DCF法では対象者の事業計画に基づく収益予測や投資計画等、合理的と考える前提を考慮した上で、対象者が将来生み出すフリー・キャッシュ・フローを、事業リスクに応じた適切な割引率で現在価値に割り戻して評価した株式価値を基に551円～808円と算定されております。

公開買付者は、大和証券キャピタル・マーケットから取得した株式価値算定書の株式価値算定結果を参考にしつつ、対象者との協議・交渉の結果や、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の普通株式のおおむね過去3年間及び直近の市場価格の推移、並びに本公開買付けの見通し等を勘案した結果、平成24年1月19日、最終的に本公開買付価格を740円に決定いたしました。

なお、本公開買付価格740円は、本書提出日の前営業日である平成24年1月19日の対象者普通株式の東京証券取引所における終値（297円）に約149.16%のプレミアムを、過去1ヶ月間（平成23年12月20日から平成24年1月19日まで）の終値単純平均（298円）に約148.32%のプレミアムを、過去3ヶ月間（平成23年10月20日から平成24年1月19日まで）の終値単純平均（310円）に約138.71%のプレミアムを、過去6ヶ月間（平成23年7月20日から平成24年1月19日まで）の終値単純平均（349円）に約112.03%のプレミアムを加えた額に相当します。

(b) 新株予約権

本新株予約権は、ストックオプションとして、対象者の役員、顧問及び従業員並びに対象者の子会社の役員及び従業員に対して発行されたものであり、譲渡による本新株予約権の取得については対象者の取締役会の承認を要するものとされておりますが、本新株予約権について取締役会に対し譲渡承認請求が行われた場合、対象者は、本公開買付け終了後、速やかに譲渡承認の決議を行うことを予定しております。

本新株予約権は、本書提出日現在において、当該新株予約権における対象者の普通株式1株当たりの行使価額が本公開買付価格を下回っております。そこで、公開買付者は、本新株予約権に係る買付価格を、本公開買付価格である740円と本新株予約権の対象者の普通株式1株当たりの行使価額639円との差額である101円に当該新株予約権1個の目的となる普通株式の数である1,000を乗じた金額である101,000円と決定いたしました。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者は、公開買付者が、フジ・メディア・ホールディングスと協議の上、提示した買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するための措置の一つとして、不当に恣意的な判断がなされないよう、公開買付者及びフジ・メディア・ホールディングス並びに対象者の関連当事者には該当しない、独立した第三者算定機関である野村證券株式会社（以下、「野村證券」といいます。）に対し、対象者の株式価値の算定を依頼しました。対象者は、野村證券より、対象者株式価値に関する株式価値算定書（以下、「対象者算定書」といいます。）を平成24年1月19日に取得しました（なお、対象者は、野村證券から本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。）。

対象者算定書では、対象者が提供した財務情報及び財務予測等に基づき、一定の前提及び条件の下で、対象者株式価値につき分析されています。野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて対象者の普通株式の株式価値の算定を行いました。対象者算定書における各手法による対象者の株式価値の算定結果は以下のとおりです。すなわち、市場株価平均法では、平成24年1月18日の対象者の東京証券取引所株価終値（292円）並びに平成24年1月18日を基準日とした対象者の東京証券取引所株価終値の直近5営業日平均（293円）、1ヶ月平均（298円）、3ヶ月平均（310円）及び6ヶ月平均（351円）を基に、1株当たりの株式価値の範囲を292円から351円までと算定しています。類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を評価し、1株当たりの株式価値の範囲を469円から943円までと算定しています。最後に、DCF法では、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて株式価値を評価し、1株当たりの株式価値の範囲を670円から1,514円までと算定しています。なお、野村證券がDCF法の前提とした対象者の利益計画については、平成22年5月14日公表のサンケイビルグループ中期経営計画を基礎とした利益水準を見込んでおります。

また、対象者は、本新株予約権については、第三者算定機関から価値算定書を取得しておりません。

#### 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者は、本公開買付けを含む本取引に係る審議に慎重を期し、本公開買付けにおける対象者取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、公開買付者及びフジ・メディア・ホールディングス並びに対象者から独立したリーガル・アドバイザーとして伊藤 見富法律事務所を選任し、本公開買付けに対する対象者取締役会の意思決定の方法及び過程等について法的助言を受けております。

なお、公開買付者は、本公開買付けに至る意思決定過程における透明性・合理性を確保するため、公開買付者及びフジ・メディア・ホールディングス並びに対象者から独立したリーガル・アドバイザーである長島・大野・常松法律事務所を選任し、本公開買付けの諸手続きについて法的助言を受けております。

#### 対象者における第三者委員会の設置

対象者は、対象者取締役会が本公開買付けに対する意見を表明するに際し、意思決定の恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立することを目的として、平成23年12月5日、公開買付者及びフジ・メディア・ホールディングス並びに対象者からの独立性が高い対象者の社外取締役である岩崎輝一郎氏並びに公開買付者及びフジ・メディア・ホールディングス並びに対象者から独立した外部の有識者である尾崎行正氏（弁護士、尾崎法律事務所）及び恩田勲氏（公認会計士・税理士、株式会社G T M総研代表取締役社長兼CEO）の3氏からなる独立した第三者委員会を設置いたしました。対象者は、当該第三者委員会から得られる本公開買付けに関する答申を最大限尊重することとした上で、第三者委員会に対して、本公開買付けに対して対象者取締役会が表明すべき意見の内容を検討する前提として、(a)本取引が対象者の企業価値向上に資するものであり、対象者の取締役会が本公開買付けに対して賛同の意見を表明することが相当か、(b)本公開買付価格を含む本取引の諸条件が対象者の株主及び新株予約権者にとって妥当かつこれらに対して合理的な価格により対象者株式等の売却の機会を提供するものであり、対象者の取締役会が対象者の株主及び新株予約権者に対して応募を推奨することが相当か、(c)本取引における手続きは公正か、(d)上記(a)乃至(c)を踏まえ、本取引が対象者の少数株主にとって不利益なものでないかを諮問いたしました。

なお、対象者は、当初から上記の3氏を第三者委員会の委員として選定しており、第三者委員会の委員を変更した事実はありません。第三者委員会は、平成23年12月7日より平成24年1月19日まで合計8回開催され、上記諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。第三者委員会は、かかる検討にあたり、対象者から、公開買付者がフジ・メディア・ホールディングスと協議の上対象者へ提案した内容、本取引の背景及び対象者の本公開買付けについての考え方等についての説明を受けており、また、野村證券が対象者に対して提出した対象者算定書のドラフトを参考にするとともに、野村證券から対象者の株式価値評価に関する説明を受けています。また、対象者のリーガル・アドバイザーである伊藤 見富法律事務所から、本公開買付けに対する対象者取締役会の意思決定の方法及び過程に関する説明を受けています。第三者委員会は、これらの検討資料を前提として、(a)本取引によって対象者がフジ・メディア・ホールディングスグループの一員となることで、一体感を持った経営戦略の実践をより迅速かつ柔軟に進めることが可能となる結果、対象者の企業価値向上に資するものであり、対象者の取締役会が本公開買付けに対して賛同の意見を表明することは相当である、(b)本公開買付価格は、野村證券の対象者算定書における算定結果が示すレンジの範囲内、もしくはそれ以上であるとともに、対象者普通株式の直近の市場株価水準に対し将来の対象者の企業価値の向上を反映した相当なプレミアムが付されているものであることなどを踏まえ、本公開買付価格を含む本取引の諸条件が株主及び新株予約権者にとって妥当かつ合理的な価格により対象者株式等の売却の機会を提供するものであり、対象者の取締役会が対象者の株主及び新株予約権者に対して応募を推奨することは相当である、(c)伊藤 見富法律事務所から、本公開買付けに対する対象者取締役会の意思決定の方法及び過程に関する説明を勘案した結果、本取引における手続きは公正である、(d)上記(a)乃至(c)を踏まえ、本取引は対象者の少数株主にとって不利益なものでないと結論づけた上で、平成24年1月19日付で、対象者取締役会に対して、その旨の答申書（以下「本件答申書」といいます。）を提出しました。なお、上記の意見は、本公開買付けが成立した後に、公開買付者又はフジ・メディア・ホールディングスが対象者の支配株主（東京証券取引所の定める有価証券上場規程第2条第42号の2及び有価証券上場規程施行規則第3条の2、並びに、大阪証券取引所の定める上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第2号g及び上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い1(2)の2において定義されます。）に該当し、本非公開化手続きが支配株主との重要な取引等に該当することになった場合における、支配株主との重要な取引等を行うことについての決定が対象者の少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見を兼ねております。

#### 対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者は、野村證券からの対象者株式価値評価に関するアドバイス、伊藤 見富法律事務所から本公開買付けに対する対象者取締役会の意思決定の方法及び過程等に関する助言を受けつつ、公開買付者との間で本公開買付価格その他の本公開買付けの諸条件につき協議・交渉を行いました。

その上で、対象者取締役会は、野村證券から取得した対象者算定書の算定結果及びかかる算定結果の説明を参考にしつつ、第三者委員会の答申の内容等を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件を慎重に協議・検討いたしました。その結果、対象者としても、フジ・メディア・ホールディングスグループ全体の企業価値を高めることが、対象者の価値創造に繋がると考え、対象者がフジ・メディア・ホールディングスグループの完全子会社となることによりグループ全体の事業戦略の中で一体となった経営を推進することが、中長期的に対象者の企業価値の向上を実現していくために有効であると判断いたしました。また、本公開買付価格は、対象者算定書における算定結果が示すレンジの範囲内、もしくはそれ以上であるとともに、対象者普通株式の直近の市場株価水準に対し将来の対象者の企業価値の向上を反映した相当なプレミアムが付されており、対象者の株主の皆様が応募されるに妥当であり、また、本公開買付価格を基礎として決定された本新株予約権1個当たりの買付価格や本公開買付けのその他の諸条件も、対象者の株主及び新株予約権者の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主及び新株予約権者の皆様に対して合理的な価格により対象者普通株式及び本新株予約権の売却の機会を提供するものであると判断し、平成24年1月19日開催の対象者取締役会において、日枝久氏及び清原武彦氏を除く全ての取締役8名（うち社外取締役2名）の全員一致により、本公開買付けについて賛同の意を表明するとともに、対象者の株主及び新株予約権者の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行いました。

また、対象者の取締役会においては、嘉納修治氏及び根岸昭正氏を除く全ての監査役2名（うち社外監査役1名）が、対象者の取締役会が上記の決議をすることに異議がない旨の意見を述べております。

なお、対象者取締役の日枝久氏は公開買付者の発行済株式の全てを所有するフジ・メディア・ホールディングスの代表取締役会長を兼任しているため、対象者取締役の清原武彦氏は同フジ・メディア・ホールディングスの取締役及びフジ・メディア・ホールディングスが40.0%（フジ・メディア・ホールディングスが平成23年6月29日に提出した第70期有価証券報告書に記載されたフジ・メディア・ホールディングスの議決権所有割合）を所有する産経新聞社の取締役会長を兼任しているため、利益相反回避の観点から、それぞれ上記対象者取締役会における本公開買付けに係る議案の審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議及び交渉には一切参加していません。また、対象者の社外監査役の嘉納修治氏は同フジ・メディア・ホールディングスの専務取締役を兼任しているため、対象者の社外監査役の根岸昭正氏は産経新聞社の常勤監査役を兼任しているため、利益相反回避の観点から、それぞれ上記対象者取締役会における本公開買付けに係る議案の審議には一切参加していません。

#### 本公開買付価格の適正性その他本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

公開買付者は、本公開買付けの買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日としております。買付期間を比較的長期間である30営業日に設定することにより、対象者の株主及び新株予約権者の皆様に本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を提供しつつ、対象者普通株式及び本新株予約権について他の買付者による買付け等の機会を確保することで、本公開買付けの公正性を担保しております。

また、公開買付者と対象者とは、公開買付者以外の者による買付け等の機会が不当に制限されないことがないよう、対象者が公開買付者以外の対抗的買収提案者と接触することを制限するような合意は一切行っておらず、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付けの機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

公開買付者は、上記「(2)本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」に記載のとおり、対象者の発行済普通株式(但し、フジ・メディア・ホールディングスが所有する対象者の普通株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)及び本新株予約権の全てを取得することにより、対象者をフジ・メディア・ホールディングスグループの完全子会社とすることを目的としており、本公開買付けにおいて対象者の発行済普通株式(但し、フジ・メディア・ホールディングスが所有する対象者の普通株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)の全てを取得できなかった場合であって、かつ基準株式数以上の応募がなされた場合には、以下に述べる方法により、本非公開化手続きを実施します。

具体的には、本公開買付けにおいて基準株式数以上の応募がなされた場合、本公開買付けが成立した後、公開買付者は、対象者において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款の一部変更を行うことにより、対象者を会社法(平成17年法律第86号、その後の改正を含みます。)の規定する種類株式発行会社とすること、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項(会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。)を付すことを内容とする定款の一部変更を行うこと、及び対象者の当該普通株式(但し、対象者が所有する自己株式を除きます。)の全部の取得と引き換えに別の種類の対象者の株式を交付することに係る議案を、平成24年6月開催予定の対象者の定時株主総会(以下、「本株主総会」といいます。)に上程すること、並びに上記の定款一部変更を付議議案に含む対象者の普通株主による種類株主総会を本株主総会と同日に開催することを対象者に要請する予定です。なお、公開買付者及びフジ・メディア・ホールディングスは、本株主総会及び種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項が付された上で、全て(但し、対象者が所有する自己株式を除きます。)が対象者に取得されることとなり、対象者の株主(但し、対象者を除きます。)には当該取得の対価として対象者の別の種類株式が交付されることとなりますが、対象者の株主のうち交付されるべき当該別の種類株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、会社法第234条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数(合計した数に端数がある場合には当該端数は切捨てられます。)に相当する当該別の種類株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該別の種類株式の売却価格については、当該売却の結果、各株主に交付されることになる金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者の普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定です。また、全部取得条項が付された対象者の普通株式の取得の対価として交付する対象者の株式の種類及び数は、本書提出日現在未定ですが、対象者は、対象者の株主が公開買付者及びフジ・メディア・ホールディングスのみとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主に対し交付しなければならない対象者の株式の数が1株に満たない端数となるよう決定する予定です。

上記各手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、(i)上記の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(ii)上記の全部取得条項が付された普通株式の全部の取得が株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。当該1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。なお、本公開買付けは、本株主総会及び種類株主総会における対象者の株主の皆様への賛同を勧誘するものではありません。

上記各手続は、関係法令についての当局の解釈、並びに本公開買付け後の公開買付者による対象者の普通株式の所有状況及び公開買付者以外の者による対象者の普通株式や新株予約権の所有状況等により、それと概ね同等の効果を有する他の方法を用いたり、実施時期が変更される可能性があります。但し、その場合でも、公開買付者及びフジ・メディア・ホールディングスを除く対象者の株主に対しては、最終的に金銭のみを交付する方法が採用される予定であり、当該金銭の額についても、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者の普通株式の数に乗じた価格と同一となるよう算定される予定です。

なお、本非公開化手続きの具体的な手続き及び実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者より速やかに公表する予定です。

また、本非公開化手続きの実行によって交付される対価としての金銭の受領、又は本非公開化手続きの実行に係る株式買取請求による買取り等の場合の税務上の取扱いについては、各自の税務アドバイザーにご確認いただきますようお願いいたします。

本公開買付けにおいて基準株式数以上の応募がなされない場合には、本公開買付けは実施されるものの、本非公開化手続きは実施されず、対象者は東京証券取引所及び大阪証券取引所に上場を維持することとなる予定です。

#### (5) 上場廃止となる見込みがある旨及びその理由

対象者の普通株式は、本書提出日現在、東京証券取引所市場第一部及び大阪証券取引所市場第一部に上場されております。しかしながら、公開買付者は本公開買付けにおいて買付予定数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者の普通株式は、東京証券取引所及び大阪証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点で当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けにおいて基準株式数以上の応募がなされた場合、公開買付者は、本公開買付けが成立した後、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買取に関する事項）」に記載のとおり、適用法令に従い、対象者の発行済普通株式（但し、フジ・メディア・ホールディングスが所有する対象者の普通株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）の全ての取得を目的とした取引を実施することを予定しておりますので、その場合、対象者の普通株式は東京証券取引所及び大阪証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者の普通株式を東京証券取引所及び大阪証券取引所において取引することはできません。

#### (6) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項等

公開買付者は、フジ・メディア・ホールディングスとの間で、フジ・メディア・ホールディングスが所有する対象者普通株式（20,394,000株、株式所有割合29.85%）について本公開買付けに応募しないことを合意しています。

## 4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

## (1) 【買付け等の期間】

## 【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成24年1月20日（金曜日）から平成24年3月1日（木曜日）まで（30営業日）
公告日	平成24年1月20日（金曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載いたします。 （電子公告アドレス <a href="http://info.edinet-fsa.go.jp/">http://info.edinet-fsa.go.jp/</a> ）

## 【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

## 【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

## (2) 【買付け等の価格】

株券	普通株式 1株につき金740円
新株予約権証券	本新株予約権 1個につき金101,000円
新株予約権付社債券	-
株券等信託受益証券（ ）	-
株券等預託証券 （ ）	-
算定の基礎	<p>(1) 普通株式</p> <p>公開買付者は、本公開買付価格の妥当性を判断するため、公開買付者及びフジ・メディア・ホールディングス並びに対象者の関連当事者には該当しない、独立した第三者算定機関である大和証券キャピタル・マーケットツに対し、対象者の株式価値の算定を依頼し、平成24年1月19日付で大和証券キャピタル・マーケットツから株式価値算定書を取得しました（なお、公開買付者及びフジ・メディア・ホールディングスは、大和証券キャピタル・マーケットツから本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。）。大和証券キャピタル・マーケットツによる対象者の株式価値の算定結果は、以下のとおりです。</p>

	<p>大和証券キャピタル・マーケットは、公開買付者からのかかる依頼に基づき、市場株価法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて対象者の普通株式の株式価値の算定を行っており、公開買付者は平成24年1月19日に大和証券キャピタル・マーケットより株式価値の算定結果の報告を受けております。大和証券キャピタル・マーケットが採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者の普通株式1株当たりの株式価値の範囲は、市場株価法では平成24年1月18日を基準日として、東京証券取引所における対象者の普通株式の過去1ヶ月間の終値平均株価298円、過去3ヶ月間の終値平均株価310円及び過去6ヶ月間の終値平均株価351円を基に298円～351円、類似会社比較法では類似する事業を営む上場会社の市場価格を基礎に当該類似会社の各種財務情報と対象者の各種財務情報を比較して評価した株式価値を基に358円～513円、DCF法では対象者の事業計画に基づく収益予測や投資計画等、合理的と考える前提を考慮した上で、対象者が将来生み出すフリー・キャッシュ・フローを、事業リスクに応じた適切な割引率で現在価値に割り戻して評価した株式価値を基に551円～808円と算定されております。</p> <p>公開買付者は、大和証券キャピタル・マーケットから取得した株式価値算定書の株式価値算定結果を参考にしつつ、対象者との協議・交渉の結果や、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の普通株式のおおむね過去3年間及び直近の市場価格の推移、並びに本公開買付けの見通し等を勘案した結果、平成24年1月19日、最終的に本公開買付け価格を740円に決定いたしました。</p> <p>なお、本公開買付け価格740円は、本書提出日の前営業日である平成24年1月19日の対象者普通株式の東京証券取引所における終値（297円）に約149.16%のプレミアムを、過去1ヶ月間（平成23年12月20日から平成24年1月19日まで）の終値単純平均（298円）に約148.32%のプレミアムを、過去3ヶ月間（平成23年10月20日から平成24年1月19日まで）の終値単純平均（310円）に約138.71%のプレミアムを、過去6ヶ月間（平成23年7月20日から平成24年1月19日まで）の終値単純平均（349円）に約112.03%のプレミアムを加えた額に相当します。</p> <p>（2）新株予約権</p> <p>本新株予約権は、ストックオプションとして、対象者の役員、顧問及び従業員並びに対象者の子会社の役員及び従業員に対して発行されたものであり、譲渡による本新株予約権の取得については対象者の取締役会の承認を要するものとされておりますが、本新株予約権について取締役会に対し譲渡承認請求が行われた場合、対象者によれば、本公開買付け終了後、速やかに譲渡承認の決議を行うことを予定しているとのことです。</p> <p>本新株予約権は、本書提出日現在において、当該新株予約権における対象者の普通株式1株当たりの行使価額が本公開買付け価格を下回っております。そこで、公開買付者は、本新株予約権に係る買付け価格を、本公開買付け価格である740円と本新株予約権の対象者の普通株式1株当たりの行使価額639円との差額である101円に当該新株予約権1個の目的となる普通株式の数である1,000を乗じた金額である101,000円と決定いたしました。</p>
算定の経緯	<p>（本公開買付け価格の決定に至る経緯）</p> <p>公開買付者は、フジ・メディア・ホールディングスグループ全体の企業価値を向上させていくため、グループ内の経営資源の最適再配分と事業再構築やグループ全体での効率性向上に関する様々な検討を行いました。その結果、対象者が既存事業を継続しつつ、さらにフジ・メディア・ホールディングスグループと対象者とが、ブランド価値の向上を図りながら一体となって事業展開を行うことで、対象者が有する土地、建物及びそれらの運営ノウハウ等及び顧客ネットワークと、フジ・メディア・ホールディングスグループが有する資産・顧客ネットワーク等を融合させ、対象者の潜在的な収益力を顕在化させることが可能であると考えに至りました。</p>

これを受け、公開買付者は、フジ・メディア・ホールディングスと協議の上、対象者に対し、平成23年9月頃、対象者をフジ・メディア・ホールディングスグループの完全子会社とすることを提案し、その後複数回に渡り協議を重ねました。

その結果、厳しい経営環境の変化に対応しつつ、対象者を含むフジ・メディア・ホールディングスグループ全体の企業価値向上、継続的な発展を成し遂げるためには、対象者がフジ・メディア・ホールディングスグループの一員として、一体感を持った経営戦略の実践をより迅速かつ柔軟に進める必要があり、そのためには、公開買付者が対象者の発行済普通株式（但し、フジ・メディア・ホールディングスが所有する対象者の普通株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得することにより、対象者がフジ・メディア・ホールディングスグループの完全子会社となることが最良の方法であるとの結論に達しました。

上記を踏まえ、公開買付者は、平成24年1月19日、本取引の一環として対象者の普通株式及び本新株予約権を対象とした公開買付けを実施し、基準株式数以上の応募がなされることを条件に本非公開化手続きを実行のうえ、対象者をフジ・メディア・ホールディングスグループの完全子会社とすることを決定し、以下の経緯により本公開買付価格について決定いたしました。

#### (1) 普通株式

公開買付者は、本公開買付価格の妥当性を判断するため、公開買付者及びフジ・メディア・ホールディングス並びに対象者の関連当事者には該当しない、独立した第三者算定機関である大和証券キャピタル・マーケットツに対し、対象者の株式価値の算定を依頼し、平成24年1月19日付で大和証券キャピタル・マーケットツから株式価値算定書を取得しました（なお、公開買付者及びフジ・メディア・ホールディングスは、大和証券キャピタル・マーケットツから本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得していません。）。大和証券キャピタル・マーケットツによる対象者の株式価値の算定結果は、以下のとおりです。

大和証券キャピタル・マーケットツは、公開買付者からのかかる依頼に基づき、市場株価法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて対象者の普通株式の株式価値の算定を行っており、公開買付者は平成24年1月19日に大和証券キャピタル・マーケットツより株式価値の算定結果の報告を受けております。大和証券キャピタル・マーケットツが採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者の普通株式1株当たりの株式価値の範囲は、市場株価法では平成24年1月18日を基準日として、東京証券取引所における対象者の普通株式の過去1ヶ月間の終値平均株価298円、過去3ヶ月間の終値平均株価310円及び過去6ヶ月間の終値平均株価351円を基に298円～351円、類似会社比較法では類似する事業を営む上場会社の市場価格を基礎に当該類似会社の各種財務情報と対象者の各種財務情報を比較して評価した株式価値を基に358円～513円、DCF法では対象者の事業計画に基づく収益予測や投資計画等、合理的と考える前提を考慮した上で、対象者が将来生み出すフリー・キャッシュ・フローを、事業リスクに応じた適切な割引率で現在価値に割り戻して評価した株式価値を基に551円～808円と算定されております。

公開買付者は、大和証券キャピタル・マーケットツから取得した株式価値算定書の株式価値算定結果を参考にしつつ、対象者との協議・交渉の結果や、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の普通株式のおおむね過去3年間及び直近の市場価格の推移、並びに本公開買付けの見通し等を勘案した結果、平成24年1月19日、最終的に本公開買付価格を740円に決定いたしました。

なお、本公開買付価格740円は、本書提出日の前営業日である平成24年1月19日の対象者普通株式の東京証券取引所における終値（297円）に約149.16%のプレミアムを、過去1ヶ月間（平成23年12月20日から平成24年1月19日まで）の終値単純平均（298円）に約148.32%のプレミアムを、過去3ヶ月間（平成23年10月20日から平成24年1月19日まで）の終値単純平均（310円）に約138.71%のプレミアムを、過去6ヶ月間（平成23年7月20日から平成24年1月19日まで）の終値単純平均（349円）に約112.03%のプレミアムを加えた額に相当します。

#### （2）新株予約権

本新株予約権は、ストックオプションとして、対象者の役員、顧問及び従業員並びに対象者の子会社の役員及び従業員に対して発行されたものであり、譲渡による本新株予約権の取得については対象者の取締役会の承認を要するものとされておりますが、本新株予約権について取締役会に対し譲渡承認請求が行われた場合、対象者によれば、本公開買付け終了後、速やかに譲渡承認の決議を行うことを予定しているとのことです。

本新株予約権は、本書提出日現在において、当該新株予約権における対象者の普通株式1株当たりの行使価額が本公開買付価格を下回っています。そこで、公開買付者は、本新株予約権に係る買付価格を、本公開買付価格である740円と本新株予約権の対象者の普通株式1株当たりの行使価額639円との差額である101円に当該新株予約権1個の目的となる普通株式の数である1,000を乗じた金額である101,000円と決定いたしました。

（利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置）

公開買付者及び対象者は、公開買付者の発行済株式の全てを所有するフジ・メディア・ホールディングスが対象者普通株式を20,394,000株（株式所有割合にして29.85%）所有しており、対象者を持分法適用関連会社に行っていることに鑑み、本公開買付けの公正性を担保する観点から、以下のような措置を実施いたしました。なお、以下の記載のうち対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づくものです。

#### 独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付価格の妥当性を判断するため、公開買付者及びフジ・メディア・ホールディングス並びに対象者の関連当事者には該当しない、独立した第三者算定機関である大和証券キャピタル・マーケットツに対し、対象者の株式価値の算定を依頼し、平成24年1月19日付で大和証券キャピタル・マーケットツから株式価値算定書を取得し、参考といたしました。（なお、公開買付者及びフジ・メディア・ホールディングスは、大和証券キャピタル・マーケットツから本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得していません。）。

#### 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者は、公開買付者がフジ・メディア・ホールディングスと協議の上提示した買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するための措置の一つとして、不当に恣意的な判断がなされないよう、公開買付者及びフジ・メディア・ホールディングス並びに対象者の関連当事者には該当しない、独立した第三者算定機関である野村證券に対し、対象者の株式価値の算定を依頼しました。対象者は、野村證券より、対象者算定書を平成24年1月19日に取得しました（なお、対象者は、野村證券から本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得していません。）。

対象者算定書では、対象者が提供した財務情報及び財務予測等に基づき、一定の前提及び条件の下で、対象者株式価値につき分析されています。野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて対象者の普通株式の株式価値の算定を行いました。対象者算定書における各手法による対象者の株式価値の算定結果は以下のとおりです。すなわち、市場株価平均法では、平成24年1月18日の対象者の東京証券取引所株価終値（292円）並びに平成24年1月18日を基準日とした対象者の東京証券取引所株価終値の直近5営業日平均（293円）、1ヶ月平均（298円）、3ヶ月平均（310円）及び6ヶ月平均（351円）を基に、1株当たりの株式価値の範囲を292円から351円までと算定しています。類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を評価し、1株当たりの株式価値の範囲を469円から943円までと算定しています。最後に、DCF法では、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュフローを一定の割引率で現在価値に割り引いて株式価値を評価し、1株当たりの株式価値の範囲を670円から1,514円までと算定しています。野村證券がDCF法の前提とした対象者の利益計画については、平成22年5月14日公表のサンケイビルグループ中期経営計画を基礎とした利益水準を見込んでおります。また、対象者は、本新株予約権については、第三者算定機関から価値算定書を取得しておりません。

#### 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者は、本公開買付けを含む本取引に係る審議に慎重を期し、本公開買付けにおける対象者取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、公開買付者及びフジ・メディア・ホールディングス並びに対象者から独立したリーガル・アドバイザーとして伊藤 見富法律事務所を選任し、本公開買付けに対する対象者取締役会の意思決定の方法及び過程等について法的助言を受けております。

なお、公開買付者は、本公開買付けに至る意思決定過程における透明性・合理性を確保するため、公開買付者及びフジ・メディア・ホールディングス並びに対象者から独立したリーガル・アドバイザーである長島・大野・常松法律事務所を選任し、本公開買付けの諸手続きについて法的助言を受けております。

#### 対象者における第三者委員会の設置

対象者は、対象者取締役会が本公開買付けに対する意見を表明するに際し、意思決定の恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立することを目的として、平成23年12月5日、公開買付者及びフジ・メディア・ホールディングス並びに対象者からの独立性が高い対象者の社外取締役である岩崎輝一郎氏並びに公開買付者及びフジ・メディア・ホールディングス並びに対象者から独立した外部の有識者である尾崎行正氏（弁護士、尾崎法律事務所）及び恩田勲氏（公認会計士・税理士、株式会社GTM総研代表取締役社長兼CEO）の3氏からなる独立した第三者委員会を設置いたしました。対象者は、当該第三者委員会から得られる本公開買付けに関する答申を最大限尊重することとした上で、第三者委員会に対して、本公開買付けに対して対象者取締役会が表明すべき意見の内容を検討する前提として、(a)本取引が対象者の企業価値向上に資するものであり、対象者の取締役会が本公開買付けに対して賛同の意見を表明することが相当か、(b)本公開買付価格を含む本取引の諸条件が対象者の株主及び新株予約権者にとって妥当かつこれらに対して合理的な価格により対象者株式等の売却の機会を提供するものであり、対象者の取締役会が対象者の株主及び新株予約権者に対して応募を推奨することが相当か、(c)本取引における手続きは公正か、(d)上記(a)乃至(c)を踏まえ、本取引が対象者の少数株主にとって不利益なものでないかを諮問いたしました。

なお、対象者は、当初から上記の3氏を第三者委員会の委員として選定しており、第三者委員会の委員を変更した事実はありません。第三者委員会は、平成23年12月7日より平成24年1月19日まで合計8回開催され、上記諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。第三者委員会は、かかる検討にあたり、対象者から、公開買付者がフジ・メディア・ホールディングスと協議の上対象者へ提案した内容、本取引の背景及び対象者の本公開買付けについての考え方等についての説明を受けており、また、野村證券が対象者に対して提出した対象者算定書のドラフトを参考にするとともに、野村證券から対象者の株式価値評価に関する説明を受けています。また、対象者のリーガル・アドバイザーである伊藤 見富法律事務所から、本公開買付けに対する対象者取締役会の意思決定の方法及び過程に関する説明を受けています。第三者委員会は、これらの検討資料を前提として、(a)本取引によって対象者がフジ・メディア・ホールディングスグループの一員となることで、一体感を持った経営戦略の実践をより迅速かつ柔軟に進めることが可能となる結果、対象者の企業価値向上に資するものであり、対象者の取締役会が本公開買付けに対して賛同の意見を表明することは相当である、(b)本公開買付価格は、野村證券の対象者算定書における算定結果が示すレンジの範囲内、もしくはそれ以上であるとともに、対象者普通株式の直近の市場株価水準に対し将来の対象者の企業価値の向上を反映した相当なプレミアムが付されているものであることなどを踏まえ、本公開買付価格を含む本取引の諸条件が株主及び新株予約権者にとって妥当かつ合理的な価格により対象者株式等の売却の機会を提供するものであり、対象者の取締役会が対象者の株主及び新株予約権者に対して応募を推奨することは相当である、(c)伊藤 見富法律事務所から、本公開買付けに対する対象者取締役会の意思決定の方法及び過程に関する説明を助案した結果、本取引における手続きは公正である、(d)上記(a)乃至(c)を踏まえ、本取引は対象者の少数株主にとって不利益なものでないと結論づけた上で、平成24年1月19日付で、対象者取締役会に対して、本件答申書を提出しました。なお、上記の意見は、本公開買付けが成立した後に、公開買付者又はフジ・メディア・ホールディングスが対象者の支配株主（東京証券取引所の定める有価証券上場規程第2条第42号の2及び有価証券上場規程施行規則第3条の2、並びに、大阪証券取引所の定める上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第2号g及び上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い1(2)の2において定義されます。）に該当し、本非公開化手続きが支配株主との重要な取引等に該当することになった場合における、支配株主との重要な取引等を行うことについての決定が対象者の少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見を兼ねております。

#### 対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者は、野村證券からの対象者株式価値評価に関するアドバイス、伊藤 見富法律事務所から本公開買付けに対する対象者取締役会の意思決定の方法及び過程等に関する助言を受けつつ、公開買付者との間で本公開買付価格その他の本公開買付けの諸条件につき協議・交渉を行いました。

その上で、対象者取締役会は、野村證券から取得した対象者算定書の算定結果及びかかる算定結果の説明を参考にしつつ、第三者委員会の答申の内容等を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件を慎重に協議・検討いたしました。その結果、対象者としても、フジ・メディア・ホールディングスグループ全体の企業価値を高めることが、対象者の価値創造に繋がると考え、対象者がフジ・メディア・ホールディングスグループの完全子会社となることによりグループ全体の事業戦略の中で一体となった経営を推進することが、中長期的に対象者の企業価値の向上を実現していくために有効であると判断いたしました。また、本公開買付価格は、対象者算定書における算定結果が示すレンジの範囲内、もしくはそれ以上であるとともに、対象者普通株式の直近の市場株価水準に対し将来の対象者の企業価値の向上を反映した相当なプレミアムが付されており、対象者の株主の皆様が応募されるに妥当であり、また、本公開買付価格を基礎として決定された本新株予約権1個当たりの買付価格や本公開買付けのその他の諸条件も、対象者の株主及び新株予約権者の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主及び新株予約権者の皆様に対して合理的な価格により対象者普通株式及び本新株予約権の売却の機会を提供するものであると判断し、平成24年1月19日開催の対象者取締役会において、日枝久氏及び清原武彦氏を除く全ての取締役8名（うち社外取締役2名）の全員一致により、本公開買付けについて賛同の意を表明するとともに、対象者の株主及び新株予約権者の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行いました。

また、対象者の取締役会においては、嘉納修治氏及び根岸昭正氏を除く全ての監査役2名（うち社外監査役1名）が、対象者の取締役会が上記の決議をすることに異議がない旨の意見を述べております。

なお、対象者取締役の日枝久氏は公開買付者の発行済株式の全てを所有するフジ・メディア・ホールディングスの代表取締役会長を兼任しているため、対象者取締役の清原武彦氏は同フジ・メディア・ホールディングスの取締役及びフジ・メディア・ホールディングスが40.0%（フジ・メディア・ホールディングスが平成23年6月29日に提出した第70期有価証券報告書に記載されたフジ・メディア・ホールディングスの議決権所有割合）を所有する産経新聞社の取締役会長を兼任しているため、利益相反回避の観点から、それぞれ上記対象者取締役会における本公開買付けに係る議案の審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議及び交渉には一切参加しておりません。また、対象者の社外監査役の嘉納修治氏は同フジ・メディア・ホールディングスの専務取締役を兼任しているため、対象者の社外監査役の根岸昭正氏は産経新聞社の常勤監査役を兼任しているため、利益相反回避の観点から、それぞれ上記対象者取締役会における本公開買付けに係る議案の審議には一切参加しておりません。

	<p>価格の適正性を担保する客観的状況の確保</p> <p>公開買付者は、本公開買付けの買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日としております。買付期間を比較的長期間である30営業日に設定することにより、対象者の株主及び新株予約権者の皆様に本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を提供しつつ、対象者普通株式及び本新株予約権について他の買付者による買付け等の機会を確保することで、本公開買付けの公正性を担保しております。</p> <p>また、公開買付者と対象者とは、公開買付者以外の者による買付け等の機会が不当に制限されることがないように、対象者が公開買付者以外の対抗的買収提案者と接触することを制限するような合意は一切行っており、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付けの機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。</p>
--	---

(3) 【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
44,364,301 (株)	- (株)	- (株)

- (注1) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行います。
- (注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って対象者の株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続きに従い、公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注3) 対象者が所有する自己株式については、本公開買付けを通じて取得する予定はありません。
- (注4) 買付予定数は、対象者が平成23年11月11日に提出した第85期第2四半期報告書に記載された平成23年9月30日現在の発行済株式総数(68,323,613株)に、同四半期報告書に記載された平成23年9月30日現在の対象者の自己株式数(3,926,312株)及び本公開買付けに応募する予定のないフジ・メディア・ホールディングスが所有する本書提出日現在の対象者の普通株式数(20,394,000株)を控除し、対象者が平成23年6月30日に提出した第84期有価証券報告書に記載された平成23年5月31日現在の本新株予約権(なお、権利行使期間が満了し消滅している、平成14年6月27日開催の対象者定時株主総会決議に基づき発行された新株予約権については、本新株予約権には含まれません。また、平成23年9月30日までに権利が消滅した本新株予約権28個を除きます。)の目的となる対象者の普通株式の数の最大数(361,000株、以下、「本新株予約権行使可能対象株式数」といいます。)を加えた株式数(44,364,301株)になります。なお、対象者によれば、平成23年9月30日までに、本新株予約権は28個消滅しており、同年9月30日現在の本新株予約権の目的となる対象者の普通株式の数の最大数は361,000株とのことです。
- (注5) 公開買付期間末日までに新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により交付される対象者普通株式についても本公開買付けの対象としております。

## 5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	443,643
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	3,610
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年1月20日現在)(個)(d)	-
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年1月20日現在)(個)(g)	203,940
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	-
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(平成23年9月30日現在)(個)(j)	643,227
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	68.51
買付け等を行った後における株券等所有割合 ( (a+d+g) / (j + (b-c) + (e-f) + (h-i) ) × 100 ) (%)	100.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(44,364,301株)の株券等に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)」は、買付予定の株券等に係る議決権のうち、本新株予約権行使可能対象株式数(361,000株)に係る議決権の数を記載しております。

(注3) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年1月20日現在)(個)(g)」は、各特別関係者(ただし、法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者(以下、「小規模所有者」といいます。)を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注4) 「対象者の総株主等の議決権の数(個)(j)」は、対象者の平成23年11月11日提出の第85期第2四半期報告書に記載された平成23年9月30日現在の対象者の総株主等の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては、単元未満株式及び本新株予約権についても本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、同四半期報告書に記載された平成23年9月30日現在の対象者の発行済株式総数(68,323,613株)から、同四半期報告書に記載された平成23年9月30日現在の対象者が保有する自己株式数(3,926,312株)を控除した株式数(64,397,301株)に係る議決権の数(643,973個)に、本新株予約権行使可能対象株式数(361,000株)に係る議決権の数(3,610個)を加えて、分母を647,583個として計算しております。

(注5) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

## 6 【株券等の取得に関する許可等】

### (1) 【株券等の種類】

普通株式

### (2) 【根拠法令】

公開買付者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号、その後の改正を含みます。以下、「独占禁止法」といいます。）第10条第2項に基づき、公正取引委員会に対し、本公開買付けによる株式取得（以下、「本件株式取得」といいます。）に関する計画届出書をあらかじめ届け出なければならず（以下、当該届出を「事前届出」といいます。）、同条第8項により事前届出受理の日から原則として30日を経過するまでは対象者の株式を取得することができません（以下、株式の取得が禁止される当該期間を「取得禁止期間」といいます。）。

また、独占禁止法第10条第1項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができます（同法第17条の2第1項、以下、「排除措置命令」といいます。）。上記の事前届出が行われた場合で公正取引委員会が排除措置命令を発令するときは、公正取引委員会は、予定する排除措置命令の内容等を名宛人に通知しなければなりません（同法第49条第5項、以下、「排除措置命令の事前通知」といいます。）、排除措置命令の事前通知をしないこととした場合、その旨の通知（以下、「排除措置命令を行わない旨の通知」といいます。）をするものとされております（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則（昭和28年公正取引委員会規則第1号）第9条）。

公開買付者は、本件株式取得に関して、平成23年12月28日（水曜日）に公正取引委員会に対して事前届出を行い、同日受理されており、平成24年1月11日（水曜日）付で公正取引委員会より排除措置命令を行わない旨の通知を受けており、排除措置命令の事前通知を受けることなく排除措置命令の事前通知を受ける可能性のある期間は終了しております。また、本件株式取得に関しては、平成24年1月27日（金曜日）の経過をもって、取得禁止期間は終了する予定です。

### (3) 【許可等の日付及び番号】

許可等の日付 平成24年1月11日（水曜日）（排除措置命令を行わない旨の通知を受けたことによる）

許可等の番号 公経企第20号（排除措置命令を行わない旨の通知書の番号）

## 7 【応募及び契約の解除の方法】

### (1) 【応募の方法】

#### 公開買付代理人

大和証券キャピタル・マーケット株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

なお、公開買付代理人は、その事務の一部を再委託するために下記の復代理人を選任しております。

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方（以下、「応募株主等」といいます。）は、公開買付代理人又は復代理人の各本店又は全国各支店（以下、公開買付代理人又は復代理人にて既に口座をお持ちの場合には、お取引支店といたします。）において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載の上、公開買付期間末日の16時までに応募して下さい。

本公開買付けに係る普通株式の応募の受付にあたっては、応募株主等が公開買付代理人又は復代理人に開設した応募株主等名義の口座（以下、「応募株主口座」といいます。）に、応募する予定の株券等が記載又は記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人又は復代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記載又は記録されている場合（対象者の株主名簿管理人であるみずほ信託銀行株式会社に開設された特別口座に記載又は記録されている場合を含みます。）は、応募に先立ち、公開買付代理人又は復代理人に開設した応募株主口座への振替手続を完了している必要があります。なお、本公開買付けにおいては、公開買付代理人又は復代理人以外の金融商品取引業者等を経由した応募の受付は行われません。

本公開買付けに係る本新株予約権の応募の受付にあたっては、新株予約権者の請求により対象者から発行される「新株予約権原簿記載事項を記載した書面」及び「新株予約権原簿の名義書換えの請求に必要な書面」を、それぞれご提出いただく必要があります。また、本新株予約権には譲渡による新株予約権の取得について対象者の取締役会の承認を要するものとされており、新株予約権者の請求により対象者より発行される「新株予約権譲渡承認請求書」を併せてご提出下さい。「新株予約権原簿記載事項を記載した書面」、「新株予約権原簿の名義書換えの請求に必要な書面」及び「新株予約権譲渡承認請求書」の具体的な発行手続きにつきましては、対象者までお早めにお問い合わせ下さい。なお、本新株予約権について取締役会に対し譲渡承認請求が行われた場合、対象者は、本公開買付け終了後、速やかに譲渡承認の決議を行うことを予定しているとのことです。

応募株主等は、株券等の応募に際しては、上記「公開買付応募申込書」とともに、応募株主口座開設の際のお届出印をご用意下さい。また、応募の際に本人確認書類が必要となる場合があります。（注1）（注2）

外国の居住者である株主等（法人の株主等を含みます。以下、「外国人株主等」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募して下さい（常任代理人より、外国人株主等の委任状又は契約書の原本証明付きの「写し」をいただきます。）。

個人の株主等の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費との差額は、株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。（注3）

応募の受付に際しては、応募株主等に対して「公開買付応募申込受付票」を交付します。

対象者の株主名簿管理人であるみずほ信託銀行株式会社に開設された特別口座に記載又は記録されている株券等を応募する場合の具体的な振替手続（応募株主口座への振替手続）については、公開買付代理人若しくは復代理人にご相談いただくか、又は口座管理機関であるみずほ信託銀行株式会社にお問い合わせ下さい。（注4）

(注1) 本人確認書類について

公開買付代理人若しくは復代理人に新規に口座を開設して応募される場合、又は外国人株主等が日本国内の常任代理人を通じて応募される場合、次の本人確認書類が必要になります(法人の場合は、法人本人の本人確認書類に加え、「現に取引に当たる担当者」についても本人確認書類が必要になります。)。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人又は復代理人にお尋ね下さい。

個人・・・ 印鑑登録証明書、健康保険証、運転免許証、パスポート等

本人特定事項 氏名、住所、生年月日

法人・・・ 登記簿謄本、官公庁から発行された書類等

本人特定事項 名称、本店又は主たる事務所の所在地

外国人株主等・・・ 外国人(居住者を除きます。)、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合、日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの等(自然人の場合は、氏名、住所、生年月日の記載のあるものに、法人の場合は、名称、本店又は主たる事務所の所在地の記載のあるものに限り、)

(注2) 取引関係書類の郵送について

本人確認を行ったことをお知らせするために、当該本人確認書類に記載された住所地に取引関係書類を郵送させていただきます。

(注3) 株式等の譲渡所得等に対する申告分離課税について(個人の株主等の場合)

個人の株主等の方につきましては、株式等の譲渡には、申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(注4) 特別口座からの振替手続

上記に記載のとおり、応募に際しては、特別口座で記載又は記録されている株券等は、公開買付代理人又は復代理人に開設した応募株主口座への振替手続をお取りいただく必要があります。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の16時まで、後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(4) 応募株主等の契約の解除権についての事項」に従って、応募受付をした公開買付代理人又は復代理人の各本店又は全国各支店に解除書面(公開買付応募申込受付票及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面)を交付又は送付して下さい。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の16時までには到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者：

大和証券キャピタル・マーケット株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

(その他の大和証券キャピタル・マーケット株式会社全国各支店)

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

(その他の大和証券株式会社全国各支店)

(3) 【株券等の返還方法】

前記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により、応募株主等が公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに後記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還いたします。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

大和証券キャピタル・マーケット株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

## 8 【買付け等に要する資金】

## (1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	32,829,582,740
金銭以外の対価の種類	-
金銭以外の対価の総額	-
買付手数料(b)	300,000,000
その他(c)	7,000,000
合計(a)+(b)+(c)	33,136,582,740

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄は、本公開買付けの買付予定数(44,364,301株)に1株当たりの買付価格(740円)を乗じた金額です。

(注2) 「買付手数料(b)」欄は、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3) 「その他(c)」欄は、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4) その他、公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は公開買付終了後まで未確定です。

(注5) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

## (2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

## 【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
-	-
計(a)	-

## 【届出日前の借入金】

## イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	-	-	-	-
2	-	-	-	-
	計			-

## □ 【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
-	-	-	-
-	-	-	-
計			-

## 【届出日以後に借入を予定している資金】

## イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	-	-	-	-
2	-	-	-	-
計(b)				-

## □ 【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
認定放送持株会社	株式会社フジ・メディア・ホールディングス (東京都港区台場二丁目4番8号)	買付け等に要する資金に充当するための借入れ(注1)	35,000,000
計(c)			35,000,000

(注1) 借入れの具体的な時期、方法、期間、利率等の詳細については、別途協議のうえ定めるものとします。なお、公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、株式会社フジ・メディア・ホールディングスから35,000,000千円を限度して融資を行う用意がある旨の証明書を取得しております。

## 【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
-	-
計(d)	-

## 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

35,000,000千円((a)+(b)+(c)+(d))

## (3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

## 9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

## 10 【決済の方法】

### (1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

大和証券キャピタル・マーケット株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
大和証券株式会社(復代理人)	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

### (2) 【決済の開始日】

平成24年3月8日(木曜日)

### (3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、買付け等の通知書を応募株主等の住所又は所在地(外国人株主等の場合はその常任代理人の住所)宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人又は復代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか(送金手数料がかかる場合があります。)、公開買付代理人又は復代理人の応募受付をした応募株主等の口座へお支払いします。

### (4) 【株券等の返還方法】

後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき株券等の買付け等を行わないこととなった場合には、返還することが必要な株券等は、公開買付期間末日の翌々営業日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以降遅滞なく、応募が行われた時の公開買付代理人又は復代理人に開設した応募株主口座の状態に戻すことにより返還します。本新株予約権については、本新株予約権の応募に際して提出された書類をそれぞれ応募株主等の指示により応募株主等への交付又は応募株主等への郵送により返還します。

## 11 【その他買付け等の条件及び方法】

### (1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりません。したがって、公開買付者は、応募株券等の全部の買付けを行います。

### (2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至リ及びワ乃至ソ、第3号イ乃至チ及びヌ並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、令第14条第1項第3号ヌについては、同号イからリまでに掲げる事実と準ずる事実として、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

( 3 ) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項に定める基準に従い買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

( 4 ) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の16時までに応募受付けをした公開買付代理人（復代理人にて応募受付けをした場合には復代理人）の各本店又は全国各支店に解除書面（公開買付応募申込受付票及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面）を交付又は送付して下さい。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の16時までに到達することを条件とします。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金を応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は手続終了後速やかに前記「10 決済の方法」の「( 4 ) 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

( 5 ) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

( 6 ) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

( 7 ) 【公開買付けの結果の開示の方法】

公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

## 第2 【公開買付者の状況】

### 1 【会社の場合】

#### (1) 【会社の概要】

##### 【会社の沿革】

年月	沿革
昭和57年7月	商号を放送通信施設株式会社、本店所在地を東京都新宿区市ヶ谷河田町7番地、事業目的を放送、電気通信、設備及び施設の工事施工、据付、調整、運用並びに保守点検整備等として設立されました。
平成元年6月	株式会社フジテレビジョン（現 株式会社フジ・メディア・ホールディングス）の100%子会社となりました。
平成8年4月	東京都港区台場二丁目4番8号へ本店を移転し、株式会社フジテレビサービスに商号変更いたしました。
平成17年3月	営業を休止いたしました。
平成20年3月	株式会社フジ・メディア・ホールディングスに商号変更いたしました。
9月	株式会社フジテレビサービスに商号変更いたしました。
平成21年4月	事業目的を変更、営業を再開し、株式会社フジ・メディア・サービスに商号変更いたしました。
平成21年7月	株式公開買付けにより、通信販売会社である株式会社セシールを子会社化いたしました。
平成22年3月	保有する株式会社セシール株式の全てを、株式会社フジ・メディア・ホールディングスへ譲渡いたしました。

##### 【会社の目的及び事業の内容】

###### (会社の目的)

1. 有価証券の取得及び保有
2. 会社の株式を保有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理する業務
3. 前各号に付帯・関連する一切の業務

###### (事業の内容)

公開買付者は対象者の有価証券を取得及び保有し、対象者の事業活動を管理することを主たる事業とする予定です。

##### 【資本金の額及び発行済株式の総数】

平成24年1月20日現在

資本金の額（円）	発行済株式の総数（株）
50,000,000	1,000

## 【大株主】

平成24年1月20日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (株)	発行済株式の 総数に対する 所有株式の数の 割合(%)
株式会社フジ・メディア・ホールディングス	東京都港区台場二丁目4番8号	1,000	100.00
計		1,000	100.00

## 【役員の職歴及び所有株式の数】

平成24年1月20日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (株)
代表取締役社長	-	太田英昭	昭和21年12月22日生	昭和44年4月 株式会社フジテレビジョン (現 株式会社フジ・メディア・ホールディングス)入社 平成18年6月 当社代表取締役社長(現任) 平成19年6月 株式会社フジテレビジョン (現 株式会社フジ・メディア・ホールディングス)専務取締役 (現任) 平成20年10月 株式会社フジテレビジョン専務 取締役(現任)	-
取締役	-	飯島一暢	昭和22年1月4日生	平成9年5月 株式会社フジテレビジョン (現 株式会社フジ・メディア・ホールディングス)入社 平成19年6月 株式会社フジテレビジョン (現 株式会社フジ・メディア・ホールディングス)常務取締役 (現任) 平成20年10月 株式会社フジテレビジョン常務 取締役(現任) 平成22年6月 当社取締役(現任)	-
取締役	-	増田繁	昭和22年12月18日生	平成14年4月 株式会社フジテレビジョン (現 株式会社フジ・メディア・ホールディングス)入社 平成19年6月 同社執行役員経営企画局長 平成20年10月 同社グループ企画部長 株式会社フジテレビジョン執行 役員経営企画局長 平成21年4月 当社取締役(現任) 平成21年6月 株式会社フジテレビジョン執行 役員常務・経営企画局担当(現 任) 平成23年6月 株式会社フジ・メディア・ホー ルディングス執行役員常務 経営 企画・経営管理担当(現任)	-
監査役	-	保田眞宏	昭和27年5月25日生	昭和61年4月 株式会社フジテレビジョン (現 株式会社フジ・メディア・ホールディングス)入社 平成21年6月 同社経営管理局长 平成22年6月 当社監査役(現任) 平成23年6月 株式会社フジ・メディア・ホー ルディングス経営管理局长(現 任)	-
計					-

( 2 ) 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」といいます。)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社の財務諸表は監査法人又は公認会計士の監査を受けておりません。

## 【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,822,791	124,115
未収還付法人税等	4	24
流動資産合計	1,822,796	124,140
資産合計	1,822,796	124,140

(単位：千円)

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
負債の部		
流動負債		
未払金	1,723,916	39,041
未払費用	132	156
未払法人税等	178	171
流動負債合計	1,724,227	39,369
負債合計	1,724,227	39,369
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,000	50,000
利益剰余金		
利益準備金	12,500	12,500
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	36,068	22,271
利益剰余金合計	48,568	34,771
株主資本合計	98,568	84,771
純資産合計	98,568	84,771
負債純資産合計	1,822,796	124,140

## 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
売上高		
売上高合計		
売上原価		
売上原価合計		
売上総利益		
販売費及び一般管理費	* 1 9,663	* 13,782
営業損失( )	9,663	13,782
営業外収益		
受取利息	30	165
雑収入	7	
営業外収益合計	37	165
営業外費用		
支払利息	* 2 52,455	
営業外費用合計	52,455	
経常損失( )	62,081	13,617
特別利益		
関係会社株式売却益	* 2 131,896	
特別利益合計	131,896	
税引前当期純利益又は当期純損失( )	69,815	13,617
法人税、住民税及び事業税	180	180
法人税等合計	180	180
当期純利益又は当期純損失( )	69,635	13,797

## 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	50,000	50,000
当期末残高	50,000	50,000
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	12,500	12,500
当期末残高	12,500	12,500
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	33,566	36,068
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失( )	69,635	13,797
当期変動額合計	69,635	13,797
当期末残高	36,068	22,271
利益剰余金合計		
前期末残高	21,066	48,568
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失( )	69,635	13,797
当期変動額合計	69,635	13,797
当期末残高	48,568	34,771
株主資本合計		
前期末残高	28,933	98,568
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失( )	69,635	13,797
当期変動額合計	69,635	13,797
当期末残高	98,568	84,771
純資産合計		
前期末残高	28,933	98,568
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失( )	69,635	13,797
当期変動額合計	69,635	13,797
当期末残高	98,568	84,771

## 【継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況】

該当事項はありません。

## 【重要な会計方針】

	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。	子会社株式及び関連会社株式 同左
2 その他財務諸表作成のための重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。	消費税等の会計処理 同左

## 【会計方針の変更】

該当事項はありません。

## 【表示方法の変更】

該当事項はありません。

## 【注記事項】

(貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(損益計算書関係)

	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	
* 1 一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。		* 一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
租税公課	9,217 千円	業務委託費	7,421 千円
広告宣伝費	240	振込手数料	5,618
業務委託費	168	租税公課	669
* 2 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。			
関係会社への支払利息	52,455 千円		
関係会社への関係会社株式の売却益	131,896		

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,000			1,000
合計	1,000			1,000
自己株式				
普通株式				
合計				

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,000			1,000
合計	1,000			1,000
自己株式				
普通株式				
合計				

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

該当事項はありません。

## (金融商品関係)

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、株式の取得に必要な資金を借入金で調達しております。

また、一時的な余資は普通預金で運用しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1,822,791	1,822,791	
資産計	1,822,791	1,822,791	
(1) 未払金	1,723,916	1,723,916	
負債計	1,723,916	1,723,916	

(注) 金融商品の時価の算定方法

## 資産

## (1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## 負債

## (1) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## 3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,822,693			
合計	1,822,693			

## 4. 社債、転換社債、新株予約権付社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額

該当事項はありません。

## (追加情報)

当事業年度より「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針19号 平成20年3月10日)を適用しております。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、株式の取得に必要な資金を借入金で調達しております。

また、一時的な余資は普通預金で運用しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	124,115	124,115	
資産計	124,115	124,115	
(1) 未払金	39,041	39,041	
負債計	39,041	39,041	

(注) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	123,929			
合計	123,929			

4. 社債、転換社債、新株予約権付社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額

該当事項はありません。

(有価証券関係)

前事業年度（平成22年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成23年3月31日）

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション関係)

該当事項はありません。

(税効果関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

**【セグメント情報】**

当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

当社は、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

**【関連情報】**

当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項はありません。

**【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】**

当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項はありません。

**【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】**

当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項はありません。

**【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】**

当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項はありません。

(追加情報)

当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しています。

## ( 関連当事者情報 )

前事業年度 ( 自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日 )

## 1. 関連当事者との取引

( ア ) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主 ( 会社の等の場合に限る。 ) 等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 ( 千円 )	事業の内容又は職業	議決権等の所有 ( 被所有 ) 割合 ( % )	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 ( 千円 )	科目	期末残高 ( 千円 )
親会社及び主要株主	株式会社フジ・メディア・ホールディングス	東京都港区	146,200,350	認定放送持株会社	( 被所有 ) 直接 100%	資金の借入 投資有価証券の売買 役員の兼任	資金の借入	6,300,000		
							利息の支払	52,455		
							関係会社株式の譲渡 売却代金 譲渡益	8,115,901 131,896		

- ( 注 )
1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。
  2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
    - ( 1 ) 資金の借入利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。
    - ( 2 ) 投資有価証券の譲渡価格は、市場価格に基づいて決定しております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## ( 1 ) 親会社情報

株式会社フジ・メディア・ホールディングス ( 東京証券取引所市場第一部に上場 )

## ( 2 ) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項はありません。

当事業年度 ( 自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日 )

## 1. 関連当事者との取引

該当事項はありません。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## ( 1 ) 親会社情報

株式会社フジ・メディア・ホールディングス ( 東京証券取引所市場第一部に上場 )

## ( 2 ) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項はありません。

## ( 1株当たり情報 )

前事業年度 ( 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日 )		当事業年度 ( 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日 )	
1株当たり純資産額	98,568円68銭	1株当たり純資産額	84,711円17銭
1株当たり当期純利益金額	69,635円41銭	1株当たり当期純損失金額	13,797円51銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

## (注) 算定上の基礎

1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下の通りです。

項目	前事業年度	当事業年度
	(平成22年3月31日)	(平成23年3月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計額(千円)	98,568	84,771
普通株式に係る純資産額(千円)	98,568	84,771
差額の主な内訳(千円)		
普通株式の発行済株式数(株)	1,000	1,000
普通株式の自己株式数(株)		
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	1,000	1,000

2 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

項目	前事業年度	当事業年度
	(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
損益計算書上の当期純利益又は当期純損失( ) (千円)	69,635	13,797
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失( ) (千円)	69,635	13,797
普通株主に帰属しない金額(千円)		

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## (3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

## 【公開買付者が提出した書類】

イ 【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ 【四半期報告書又は半期報告書】

ハ 【訂正報告書】

【上記書類を縦覧に供している場所】

## 2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

## 3 【個人の場合】

該当事項はありません。

## 第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

## 1 【株券等の所有状況】

## (1) 【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(平成24年1月20日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項 第2号に該当する 株券等の数	令第7条第1項 第3号に該当する 株券等の数
株券	204,761(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	160	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券( )	-	-	-
株券等預託証券( )	-	-	-
合計	204,921	-	-
所有株券等の合計数	204,921	-	-
(所有潜在株券等の合計 数)	(160)	(-)	(-)

(注1) 上記「所有する株券等の数」は、小規模所有者が所有する株券等の議決権981個を含めております。なお、かかる議決権の数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年1月20日現在)(個)(g)」に含めておりません。

(注2) 上記「所有する株券等の数」には、サンケイビルグループ役員持株会における持分に相当する議決権の数289個を含めております。

## (2) 【公開買付者による株券等の所有状況】

(平成24年1月20日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項 第2号に該当する 株券等の数	令第7条第1項 第3号に該当する 株券等の数
株券	- (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券( )	-	-	-
株券等預託証券( )	-	-	-
合計	-	-	-
所有株券等の合計数	-	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	(-)	(-)

## ( 3 ) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

(平成24年1月20日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項 第2号に該当する 株券等の数	令第7条第1項 第3号に該当する 株券等の数
株 券	204,761 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	160	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ( )	-	-	-
株券等預託証券 ( )	-	-	-
合 計	204,921	-	-
所有株券等の合計数	204,921	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(160)	( - )	( - )

(注1) 上記「所有する株券等の数」は、小規模所有者が所有する株券等の議決権981個を含めております。なお、かかる議決権の数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年1月20日現在)(個)(g)」に含めておりません。

(注2) 上記「所有する株券等の数」には、サンケイビルグループ役員持株会における持分に相当する議決権の数289個を含めております。

## ( 4 ) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

## 【特別関係者】

(平成24年1月20日現在)

氏名又は名称	株式会社フジ・メディア・ホールディングス
住所又は所在地	東京都港区台場二丁目4番8号
職業又は事業の内容	一般放送事業等
連絡先	連絡者 株式会社フジ・メディア・ホールディングス 執行役員常務 増田 繁 連絡場所 東京都港区台場二丁目4番8号 電話番号 03-5500-8181 (代表)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人

(平成24年1月20日現在)

氏名又は名称	日枝 久
住所又は所在地	東京都港区台場二丁目4番8号 (株式会社フジ・メディア・ホールディングスの所在地)
職業又は事業の内容	株式会社フジ・メディア・ホールディングス 代表取締役会長 株式会社サンケイビル 取締役 株式会社産業経済新聞社 取締役
連絡先	連絡者 株式会社フジ・メディア・ホールディングス 執行役員常務 増田 繁 連絡場所 東京都港区台場二丁目4番8号 電話番号 03-5500-8181(代表)
公開買付者との関係	公開買付者と特別資本関係を有する法人の役員

(平成24年1月20日現在)

氏名又は名称	清原 武彦
住所又は所在地	東京都港区台場二丁目4番8号 (株式会社フジ・メディア・ホールディングスの所在地)
職業又は事業の内容	株式会社産業経済新聞社 取締役会長 株式会社サンケイビル 取締役 株式会社フジ・メディア・ホールディングス 取締役
連絡先	連絡者 株式会社フジ・メディア・ホールディングス 執行役員常務 増田 繁 連絡場所 東京都港区台場二丁目4番8号 電話番号 03-5500-8181(代表)
公開買付者との関係	公開買付者と特別資本関係を有する法人の役員

(平成24年1月20日現在)

氏名又は名称	嘉納 修治
住所又は所在地	東京都港区台場二丁目4番8号 (株式会社フジ・メディア・ホールディングスの所在地)
職業又は事業の内容	株式会社フジ・メディア・ホールディングス 専務取締役 株式会社サンケイビル 監査役 株式会社産業経済新聞社 監査役
連絡先	連絡者 株式会社フジ・メディア・ホールディングス 執行役員常務 増田 繁 連絡場所 東京都港区台場二丁目4番8号 電話番号 03-5500-8181(代表)
公開買付者との関係	公開買付者と特別資本関係を有する法人の役員

## 【所有株券等の数】

株式会社フジ・メディア・ホールディングス

(平成24年1月20日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項 第2号に該当する 株券等の数	令第7条第1項 第3号に該当する 株券等の数
株 券	203,940 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ( )	-	-	-
株券等預託証券 ( )	-	-	-
合 計	203,940	-	-
所有株券等の合計数	203,940	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	( - )	( - )	( - )

日枝 久

(平成24年1月20日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項 第2号に該当する 株券等の数	令第7条第1項 第3号に該当する 株券等の数
株 券	486 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	80	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ( )	-	-	-
株券等預託証券 ( )	-	-	-
合 計	566	-	-
所有株券等の合計数	566	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	( 80 )	( - )	( - )

(注1) 日枝久は小規模所有者に該当するため、同人の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年1月20日現在)(個)(g)」に含めておりません。

(注2) 上記「所有する株券等の数」には、サンケイビルグループ役員持株会における持分に相当する議決権の数87個を含めております。

清原 武彦

(平成24年1月20日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項 第2号に該当する 株券等の数	令第7条第1項 第3号に該当する 株券等の数
株 券	186 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	80	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ( )	-	-	-
株券等預託証券 ( )	-	-	-
合 計	266	-	-
所有株券等の合計数	266	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(80)	(-)	(-)

(注1) 清原武彦は小規模所有者に該当するため、同人の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年1月20日現在)(個)(g)」に含めておりません。

(注2) 上記「所有する株券等の数」には、サンケイビルグループ役員持株会における持分に相当する議決権の数61個を含めております。

嘉納 修治

(平成24年1月20日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項 第2号に該当する 株券等の数	令第7条第1項 第3号に該当する 株券等の数
株 券	149 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ( )	-	-	-
株券等預託証券 ( )	-	-	-
合 計	149	-	-
所有株券等の合計数	149	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	(-)	(-)

(注1) 嘉納修治は小規模所有者に該当するため、同人の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年1月20日現在)(個)(g)」に含めておりません。

(注2) 上記「所有する株券等の数」には、サンケイビルグループ役員持株会における持分に相当する議決権の数141個を含めております。

## 2 【株券等の取引状況】

### (1) 【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

## 3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

公開買付者は、フジ・メディア・ホールディングスとの間で、フジ・メディア・ホールディングスが所有する対象者普通株式（20,394,000株）について本公開買付けに応募しないことを合意しています。

## 4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

## 第4 【公開買付者と対象者との取引等】

### 1 【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

該当事項はありません。

### 2 【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

#### (1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の内容

対象者によって公表された平成24年1月19日付「株式会社フジ・メディア・サービスによる当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」によれば、対象者は、野村証券からの対象者株式価値評価に関するアドバイス、伊藤 見富法律事務所から本公開買付けに対する対象者取締役会の意思決定の方法及び過程等に関する助言を受けつつ、公開買付者との間で本公開買付価格その他の本公開買付けの諸条件につき協議・交渉を行ったとのことです。

その上で、対象者取締役会は、野村証券から取得した対象者算定書の算定結果及びかかる算定結果の説明を参考にしつつ、第三者委員会の答申の内容等を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件を慎重に協議・検討いたしました。その結果、対象者としても、フジ・メディア・ホールディングスグループ全体の企業価値を高めることが、対象者の価値創造に繋がると考え、対象者がフジ・メディア・ホールディングスグループの完全子会社となることによりグループ全体の事業戦略の中で一体となった経営を推進することが中長期的に対象者の企業価値の向上を実現していくために有効であると判断いたしました。また、本公開買付価格は、対象者算定書における算定結果が示すレンジの範囲内、もしくはそれ以上であるとともに、対象者普通株式の直近の市場株価水準に対し将来の対象者の企業価値の向上を反映した相当なプレミアムが付されており、対象者の株主の皆様が応募されるに妥当であり、また、本公開買付価格を基礎として決定された本新株予約権1個当たりの買付価格や本公開買付けのその他の諸条件も対象者の株主及び新株予約権者の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主及び新株予約権者の皆様に対して合理的な価格により対象者普通株式及び本新株予約権の売却の機会を提供するものであると判断し、平成24年1月19日開催の対象者取締役会において、日枝久氏及び清原武彦氏を除く全ての取締役8名（うち社外取締役2名）の全員一致により、本公開買付けについて賛同の意を表明するとともに、対象者の株主及び新株予約権者の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行ったとのことです。

また、対象者の取締役会においては、嘉納修治氏及び根岸昭正氏を除く全ての監査役2名（うち社外監査役1名）が、対象者の取締役会が上記の決議をすることに異議がない旨の意見を述べているとのことです。

なお、対象者取締役の日枝久氏は公開買付者の発行済株式の全てを所有するフジ・メディア・ホールディングスの代表取締役会長を兼任しているため、対象者取締役の清原武彦氏は同フジ・メディア・ホールディングスの取締役及びフジ・メディア・ホールディングスが40.0%（フジ・メディア・ホールディングスが平成23年6月29日に提出した第70期有価証券報告書に記載されたフジ・メディア・ホールディングスの議決権所有割合。）を所有する産経新聞社の取締役会長を兼任しているため、利益相反回避の観点から、それぞれ上記対象者取締役会における本公開買付けに係る議案の審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議及び交渉には一切参加していないとのことです。また、対象者の社外監査役の嘉納修治氏は同フジ・メディア・ホールディングスの専務取締役を兼任しているため、対象者の社外監査役の根岸昭正氏は産経新聞社の常勤監査役を兼任しているため、利益相反回避の観点から、それぞれ上記対象者取締役会における本公開買付けに係る議案の審議には一切参加していないとのことです。

(2) 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程

公開買付者は、フジ・メディア・ホールディングスグループ全体の企業価値を向上させていくため、グループ内の経営資源の最適再配分と事業再構築やグループ全体での効率性向上に関する様々な検討を行いました。その結果、対象者が既存事業を継続しつつ、さらにフジ・メディア・ホールディングスグループと対象者とが、ブランド価値の向上を図りながら一体となって事業展開を行うことで、対象者が有する土地、建物及びそれらの運営ノウハウ等及び顧客ネットワークと、フジ・メディア・ホールディングスグループが有する資産・顧客ネットワーク等を融合させ、対象者の潜在的な収益力を顕在化させることが可能であると考えに至りました。

これを受け、公開買付者は、フジ・メディア・ホールディングスと協議の上、対象者に対し、平成23年9月頃、対象者をフジ・メディア・ホールディングスグループの完全子会社とすることを提案し、その後複数回に渡り協議を重ねました。

その結果、厳しい経営環境の変化に対応しつつ、対象者を含むフジ・メディア・ホールディングスグループ全体の企業価値向上、継続的な発展を成し遂げるためには、対象者がフジ・メディア・ホールディングスグループの一員として、一体感を持った経営戦略の実践をより迅速かつ柔軟に進める必要があり、そのためには、公開買付者が対象者の発行済普通株式（但し、フジ・メディア・ホールディングスが所有する対象者の普通株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得することにより、対象者がフジ・メディア・ホールディングスグループの完全子会社となることが最良の方法であるとの結論に達しました。

上記を踏まえ、公開買付者は、平成24年1月19日、本取引の一環として対象者の普通株式及び本新株予約権を対象とした公開買付けを実施し、基準株式数以上の応募がなされることを条件に本非公開化手続きを実行のうえ、対象者をフジ・メディア・ホールディングスグループの完全子会社とすることを決定いたしました。

(3) 買付価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者及び対象者は、公開買付者の発行済株式の全てを所有するフジ・メディア・ホールディングスが対象者普通株式を20,394,000株(株式所有割合にして29.85%)所有しており、対象者を持分法適用関連会社に行っていることに鑑み、本公開買付けの公正性を担保する観点から、以下のような措置を実施いたしました。なお、以下の記載のうち対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づくものです。

公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

(a) 普通株式

公開買付者は、本公開買付価格の妥当性を判断するため、公開買付者及びフジ・メディア・ホールディングス並びに対象者の関連当事者には該当しない、独立した第三者算定機関である大和証券キャピタル・マーケットに対し、対象者の株式価値の算定を依頼し、平成24年1月19日付で大和証券キャピタル・マーケットから株式価値算定書を取得しました(なお、公開買付者及びフジ・メディア・ホールディングスは、大和証券キャピタル・マーケットから本公開買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)は取得していません。)。大和証券キャピタル・マーケットによる対象者の株式価値の算定結果は、以下のとおりです。

大和証券キャピタル・マーケットは、公開買付者からのかかる依頼に基づき、市場株価法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて対象者の普通株式の株式価値の算定を行っており、公開買付者は平成24年1月19日に大和証券キャピタル・マーケットより株式価値の算定結果の報告を受けております。

大和証券キャピタル・マーケットが採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者の普通株式1株当たりの株式価値の範囲は、市場株価法では平成24年1月18日を基準日として、東京証券取引所における対象者の普通株式の過去1ヶ月間の終値平均株価298円、過去3ヶ月間の終値平均株価310円及び過去6ヶ月間の終値平均株価351円を基に298円~351円、類似会社比較法では類似する事業を営む上場会社の市場価格を基礎に当該類似会社の各種財務情報と対象者の各種財務情報を比較して評価した株式価値を基に358円~513円、DCF法では対象者の事業計画に基づく収益予測や投資計画等、合理的と考える前提を考慮した上で、対象者が将来生み出すフリー・キャッシュ・フローを、事業リスクに応じた適切な割引率で現在価値に割り戻して評価した株式価値を基に551円~808円と算定されております。

公開買付者は、大和証券キャピタル・マーケットから取得した株式価値算定書の株式価値算定結果を参考にしつつ、対象者との協議・交渉の結果や、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の普通株式のおおむね過去3年間及び直近の市場価格の推移、並びに本公開買付けの見通し等を勘案した結果、平成24年1月19日、最終的に本公開買付価格を740円に決定いたしました。

なお、本公開買付価格740円は、本書提出日の前営業日である平成24年1月19日の対象者普通株式の東京証券取引所における終値(297円)に約149.16%のプレミアムを、過去1ヶ月間(平成23年12月20日から平成24年1月19日まで)の終値単純平均(298円)に約148.32%のプレミアムを、過去3ヶ月間(平成23年10月20日から平成24年1月19日まで)の終値単純平均(310円)に約138.71%のプレミアムを、過去6ヶ月間(平成23年7月20日から平成24年1月19日まで)の終値単純平均(349円)に約112.03%のプレミアムを加えた額に相当します。

(b) 新株予約権

本新株予約権は、ストックオプションとして、対象者の役員、顧問及び従業員並びに対象者の子会社の役員及び従業員に対して発行されたものであり、譲渡による本新株予約権の取得については対象者の取締役会の承認を要するものとされており、本新株予約権について取締役会に対し譲渡承認請求が行われた場合、対象者は、本公開買付け終了後、速やかに譲渡承認の決議を行うことを予定しております。

本新株予約権は、本書提出日現在において、当該新株予約権における対象者の普通株式1株当たりの行使価額が本公開買付け価格を下回っています。そこで、公開買付者は、本新株予約権に係る買付け価格を、本公開買付け価格である740円と本新株予約権の対象者の普通株式1株当たりの行使価額639円との差額である101円に当該新株予約権1個の目的となる普通株式の数である1,000を乗じた金額である101,000円と決定いたしました。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者は、公開買付者がフジ・メディア・ホールディングスと協議のうえ提示した買付け価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するための措置の一つとして、不当に恣意的な判断がなされないよう、公開買付者及びフジ・メディア・ホールディングス並びに対象者の関連当事者には該当しない、独立した第三者算定機関である野村證券に対し、対象者の株式価値の算定を依頼しました。対象者は、野村證券より、対象者算定書を平成24年1月19日に取得しました（なお、対象者は、野村證券から本公開買付け価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得していません。）。

対象者算定書では、対象者が提供した財務情報及び財務予測等に基づき、一定の前提及び条件の下で、対象者株式価値につき分析されています。野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて対象者の普通株式の株式価値の算定を行いました。対象者算定書における各手法による対象者の株式価値の算定結果は以下のとおりです。すなわち、市場株価平均法では、平成24年1月18日の対象者の東京証券取引所株価終値（292円）並びに平成24年1月18日を基準日とした対象者の東京証券取引所株価終値の直近5営業日平均（293円）、1ヶ月平均（298円）、3ヶ月平均（310円）及び6ヶ月平均（351円）を基に、1株当たりの株式価値の範囲を292円から351円までと算定しています。類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を評価し、1株当たりの株式価値の範囲を469円から943円までと算定しています。最後に、DCF法では、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて株式価値を評価し、1株当たりの株式価値の範囲を670円から1,514円までと算定しています。

なお、野村證券がDCF法の前提とした対象者の利益計画については、平成22年5月14日公表のサンケイビルグループ中期経営計画を基礎とした利益水準を見込んでおります。

また、対象者は、本新株予約権については、第三者算定機関から価値算定書を取得していません。

対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者は、本公開買付けを含む本取引に係る審議に慎重を期し、本公開買付けにおける対象者取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、公開買付者及びフジ・メディア・ホールディングス並びに対象者から独立したリーガル・アドバイザーとして伊藤 見富法律事務所を選任し、本公開買付けに対する対象者取締役会の意思決定の方法及び過程等について法的助言を受けております。

なお、公開買付者は、本公開買付けに至る意思決定過程における透明性・合理性を確保するため、公開買付者及びフジ・メディア・ホールディングス並びに対象者から独立したリーガル・アドバイザーである長島・大野・常松法律事務所を選任し、本公開買付けの諸手続きについて法的助言を受けております。

### 対象者における第三者委員会の設置

対象者は、対象者取締役会が本公開買付けに対する意見を表明するに際し、意思決定の恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立することを目的として、平成23年12月5日、公開買付者及びフジ・メディア・ホールディングス並びに対象者からの独立性が高い対象者の社外取締役である岩崎輝一郎氏並びに公開買付者及びフジ・メディア・ホールディングス並びに対象者から独立した外部の有識者である尾崎行正氏（弁護士、尾崎法律事務所）及び恩田勲氏（公認会計士・税理士、株式会社G T M総研代表取締役社長兼CEO）の3氏からなる独立した第三者委員会を設置いたしました。対象者は、当該第三者委員会から得られる本公開買付けに関する答申を最大限尊重することとした上で、第三者委員会に対して、本公開買付けに対して対象者取締役会が表明すべき意見の内容を検討する前提として、(a)本取引が対象者の企業価値向上に資するものであり、対象者の取締役会が本公開買付けに対して賛同の意見を表明することが相当か、(b)本公開買付価格を含む本取引の諸条件が対象者の株主及び新株予約権者にとって妥当かつこれらに対して合理的な価格により対象者株式等の売却の機会を提供するものであり、対象者の取締役会が対象者の株主及び新株予約権者に対して応募を推奨することが相当か、(c)本取引における手続きは公正か、(d)上記(a)乃至(c)を踏まえ、本取引が対象者の少数株主にとって不利益なものでないかを諮問いたしました。

なお、対象者は、当初から上記の3氏を第三者委員会の委員として選定しており、第三者委員会の委員を変更した事実はありません。第三者委員会は、平成23年12月7日より平成24年1月19日まで合計8回開催され、上記諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。第三者委員会は、かかる検討にあたり、対象者から、公開買付者がフジ・メディア・ホールディングスと協議の上対象者へ提案した内容、本取引の背景及び対象者の本公開買付けについての考え方等についての説明を受けており、また、野村證券が対象者に対して提出した対象者算定書のドラフトを参考にするとともに、野村證券から対象者の株式価値評価に関する説明を受けています。また、対象者のリーガル・アドバイザーである伊藤見富法律事務所から、本公開買付けに対する対象者取締役会の意思決定の方法及び過程に関する説明を受けています。第三者委員会は、これらの検討資料を前提として、(a)本取引によって対象者がフジ・メディア・ホールディングスグループの一員となることで、一体感を持った経営戦略の実践をより迅速かつ柔軟に進めることが可能となる結果、対象者の企業価値向上に資するものであり、対象者の取締役会が本公開買付けに対して賛同の意見を表明することは相当である、(b)本公開買付価格は、野村證券の対象者算定書における算定結果が示すレンジの範囲内、もしくはそれ以上であるとともに、対象者普通株式の直近の市場株価水準に対し将来の対象者の企業価値の向上を反映した相当なプレミアムが付されているものであることなどを踏まえ、本公開買付価格を含む本取引の諸条件が株主及び新株予約権者にとって妥当かつ合理的な価格により対象者株式等の売却の機会を提供するものであり、対象者の取締役会が対象者の株主及び新株予約権者に対して応募を推奨することは相当である、(c)伊藤見富法律事務所から、本公開買付けに対する対象者取締役会の意思決定の方法及び過程に関する説明を勘案した結果、本取引における手続きは公正である、(d)上記(a)乃至(c)を踏まえ、本取引は対象者の少数株主にとって不利益なものでないと結論づけた上で、平成24年1月19日付で、対象者取締役会に対して、本件答申書を提出しました。なお、上記の意見は、本公開買付けが成立した後に、公開買付者又はフジ・メディア・ホールディングスが対象者の支配株主（東京証券取引所の定める有価証券上場規程第2条第42号の2及び有価証券上場規程施行規則第3条の2、並びに、大阪証券取引所の定める上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第2号g及び上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い1(2)の2において定義されます。）に該当し、本非公開化手続きが支配株主との重要な取引等に該当することになった場合における、支配株主との重要な取引等を行うことについての決定が対象者の少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見を兼ねております。

#### 対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者は、野村証券からの対象者株式価値評価に関するアドバイス、伊藤 見富法律事務所から本公開買付けに対する対象者取締役会の意思決定の方法及び過程等に関する助言を受けつつ、公開買付者との間で本公開買付価格その他の本公開買付けの諸条件につき協議・交渉を行いました。

その上で対象者取締役会は、野村証券から取得した対象者算定書の算定結果及びかかる算定結果の説明を参考にしつつ、第三者委員会の答申の内容等を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件を慎重に協議・検討いたしました。その結果、対象者としても、フジ・メディア・ホールディングスグループ全体の企業価値を高めることが、対象者の価値創造に繋がると考え、対象者がフジ・メディア・ホールディングスグループの完全子会社となることによりグループ全体の事業戦略の中で一体となった経営を推進することが、中長期的に対象者の企業価値の向上を実現していくために有効であると判断いたしました。また、本公開買付価格は、対象者算定書における算定結果が示すレンジの範囲内、もしくはそれ以上であるとともに、対象者普通株式の直近の市場株価水準に対し将来の対象者の企業価値の向上を反映した相当なプレミアムが付されており、対象者の株主の皆様が応募されるに妥当であり、また、本公開買付価格を基礎として決定された本新株予約権1個当たりの買付価格や本公開買付けのその他の諸条件も対象者の株主及び新株予約権者の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主及び新株予約権者の皆様に対して合理的な価格により対象者普通株式及び本新株予約権の売却の機会を提供するものであると判断し、平成24年1月19日開催の対象者取締役会において、日枝久氏及び清原武彦氏を除く全ての取締役8名（うち社外取締役2名）の全員一致により、本公開買付けについて賛同の意を表明するとともに、対象者の株主及び新株予約権者の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行いました。

また、対象者の取締役会においては、嘉納修治氏及び根岸昭正氏を除く全ての監査役2名（うち社外監査役1名）が、対象者の取締役会が上記の決議をすることに異議がない旨の意見を述べております。

なお、対象者取締役の日枝久氏は公開買付者の発行済株式の全てを所有するフジ・メディア・ホールディングスの代表取締役会長を兼任しているため、対象者取締役の清原武彦氏は同フジ・メディア・ホールディングスの取締役及びフジ・メディア・ホールディングスが40.0%（フジ・メディア・ホールディングスが平成23年6月29日に提出した第70期有価証券報告書に記載されたフジ・メディア・ホールディングスの議決権所有割合）を所有する産経新聞社の取締役会長を兼任しているため、利益相反回避の観点から、それぞれ上記対象者取締役会における本公開買付けに係る議案の審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議及び交渉には一切参加していません。また、対象者の社外監査役の嘉納修治氏は同フジ・メディア・ホールディングスの専務取締役を兼任しているため、対象者の社外監査役の根岸昭正氏は産経新聞社の常勤監査役を兼任しているため、利益相反回避の観点から、それぞれ上記対象者取締役会における本公開買付けに係る議案の審議には一切参加していません。

#### 本公開買付価格の適正性その他本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

公開買付者は、本公開買付けの買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日としております。買付期間を比較的長期間である30営業日に設定することにより、対象者の株主及び新株予約権者の皆様に本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を提供しつつ、対象者普通株式及び本新株予約権について他の買付者による買付け等の機会を確保することで、本公開買付けの公正性を担保しております。

また、公開買付者と対象者とは、公開買付者以外の者による買付け等の機会が不当に制限されることがないように、対象者が公開買付者以外の対抗的買収提案者と接触することを制限するような合意は一切行っておらず、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付けの機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

## 第5 【対象者の状況】

## 1 【最近3年間の損益状況等】

## (1) 【損益の状況】

決算年月	-	-	-
売上高	-	-	-
売上原価	-	-	-
販売費及び一般管理費	-	-	-
営業外収益	-	-	-
営業外費用	-	-	-
当期純利益（当期純損失）	-	-	-

## (2) 【1株当たりの状況】

決算年月	-	-	-
1株当たり当期純損益	-	-	-
1株当たり配当額	-	-	-
1株当たり純資産額	-	-	-

## 2 【株価の状況】

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	株式会社東京証券取引所 市場第一部						
	平成23年7月	平成23年8月	平成23年9月	平成23年10月	平成23年11月	平成23年12月	平成24年1月
最高株価（円）	499	450	397	372	333	325	305
最低株価（円）	440	367	337	319	298	295	291

(注1) 平成24年1月については、平成24年1月19日までのものです。

## 3 【株主の状況】

## (1) 【所有者別の状況】

平成 年 月 日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
所有株式数(単元)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
所有株式数の割合(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-

## (2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

## 【大株主】

平成 年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数(株)	発行済株式の総数に対する所有株式数の割合(%)
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
計	-	-	-

## 【役員】

平成 年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	発行済株式の総数に対す る所有株式数の割合 (%)
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
計	-	-	-	-

#### 4【継続開示会社たる対象者に関する事項】

##### (1)【対象者が提出した書類】

###### 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第83期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）平成22年6月29日関東財務局長に提出

事業年度 第84期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）平成23年6月30日関東財務局長に提出

###### 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第85期 第2四半期（自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日）平成23年11月11日関東財務局長に提出

事業年度 第85期 第3四半期（自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日）平成24年2月13日を目処に関東財務局長に提出予定

###### 【臨時報告書】

該当事項はありません。

###### 【訂正報告書】

訂正報告書（第83期の有価証券報告書の訂正報告書）を平成23年5月13日関東財務局長に提出

##### (2)【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社サンケイビル 本店  
（東京都千代田区大手町一丁目6番1号）

株式会社サンケイビル 大阪支店  
（大阪市浪速区湊町二丁目1番57号）

株式会社東京証券取引所  
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

株式会社大阪証券取引所  
（大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

#### 5【その他】

対象者は、平成24年1月19日に「平成24年3月期配当予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当該公表によれば、対象者は、同日開催の取締役会において、本公開買付けが成立し、かつ基準株式数以上の応募がなされることを条件に、平成24年3月期の剰余金の配当（期末配当）を行わないことを決議したとのことです。